

官報 号外

平成十二年十一月十七日

○第百五十回 参議院會議録第十一号

平成十二年十一月十七日(金曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第十一号

平成十二年十一月十七日

午前十時開議

第一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、農地法の一部を改正する法律案(趣旨説明)
二、ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案(趣旨説明)
以下 議事日程のとおり

○議長(井上裕君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、
農地法の一部を改正する法律案について、提出

平成十二年十一月十七日 参議院會議録第十一号 議事日程追加の件 農地法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(井上裕君) 御異議ないと認めます。谷農林水産大臣。

(國務大臣谷洋一君登壇、拍手)

○國務大臣(谷洋一君) 農地法の一部改正に当たりまして、同法案の趣旨について御説明申し上げます。

新しい農業基本法ができ、そして足腰の強い農業経営を育成するためには地域の農業の振興が最も必要であります。そのためには、農業経営を法人化することが最も緊要かと考えます。

これらの問題について農地法の改正をするものであります。

衆議院におきましては、その一部改正をすることに同意していただきました。

また、議運の御了解をいただきまして、その内容につきましては、石破総括政務次官から説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

よろしく願います。(拍手)

○議長(井上裕君) 石破農林水産政務次官。

(政務次官石破茂君登壇、拍手)

○政務次官(石破茂君) 農地法の一部を改正する法律案の趣旨につき、大臣にかわる事情につきまして議院運営委員会の御理解をいただき、私からその詳細を御説明申し上げます。

効率的かつ安定的な農業経営を育成し、地域農業の活性化を図りますためには、農業経営の法人

化の推進が重要になっております。

このため、農業生産法人の要件を見直し、経営形態の選択肢の拡大や経営の多角化等を進めずとも、あわせて、農地の投機的取得等の懸念を払拭する必要があります。

また、地域の実情に応じた農地の権利移動が行われるよう措置する等の必要があります。

これらの内容を実施するため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明を申し上げます。

第一に、農業生産法人の要件の見直しであります。

農業生産法人について、一定の条件のもとに株式会社を認めるとともに、事業範囲の拡大等の措置を講ずることとしております。

第二に、農業生産法人の要件適合性を担保するための措置であります。

農業生産法人が、毎年、事業の状況等を農業委員会に報告することを義務づける等の規定を設けることとしております。

第三に、農地の権利移動許可の要件の弾力化であります。

農地の権利移動許可の要件となっている下限面積につきまして、都道府県知事が独自の面積を定める際の農林水産大臣の承認を廃止することとしたしております。

このほか、小作料の支払い形態の自由化等を行うこととしております。

なお、農地法の一部を改正する法律案は衆議院におきまして一部修正されておりますが、その概要は次のとおりであります。

政府は、この法律の施行後五年を目途として、農業の多様な担い手及び優良な農地の確保のための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするのであります。

以上、農地法の一部を改正する法律案につきまして

して、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(井上裕君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。小川勝也君。

(小川勝也君登壇、拍手)

○小川勝也君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま趣旨説明のありました農地法の一部を改正する法律案に対しまして、農林水産大臣及び関係大臣に質問いたします。

さて、このたびの一部改正は、離農者、耕作放棄地の増加に歯どめがかからない中で、農業参入や農業経営のあり方への多様なニーズに対応しようとしながら、新しい農基法に盛り込まれた自給率の増大に向かうとするものであり、一応の評価はできます。しかしながら、この農地法や農業を取り巻くさまざまな問題を含め議論しなければなりません。

皆様御承知のとおり、二十一世紀は飢餓の世紀と呼ばれております。爆発する世界の人口と地球上で生産することができる限りある食料、そんな中ですべての国が、その国で生産でき得る限界までの食料を生産しなければならぬ時期が必ずやってきます。世界には耕作に適さない地域がたくさんあります。私たちの国日本は、狭い島国とはいえ、まさに農業にとっては魅力的な大地であります。農地は原則的にはしっかり守っていくべきであります。その日本の農業が、農地が大変な状況にあります。まず、このことを御認識いただかなければなりません。

新規就農者を募るのも、農業者が生産法人や株式会社をつくるのも結構であります。しかし、やる気のある農業後継者を含め多くの専業農業者が農業をあきらめようとしております。昭和三十一年、全国で六百万戸あった農家戸数は現在およそ半分になり、中でも専業農家は二百万戸から四十二万戸まで減少しております。効率的に農業経

営をするためにはある程度の耕作面積が必要であり、その意味では政策的誘導がうまくいったのかもしれません。

しかし、現在の専業農家地域は危機的状況であります。代表的専業地域である北海道では、その雄大な特色から大規模経営を志向するよう農水省から直接、間接指導を受けてまいりました。規模拡大を積極的目指し、あるいは近隣の離農地をコミュニティを維持するために資金的にきついのを承知で泣く泣く引き受けた例もあるでしょう。農地を買うために借金、それに見合う農業機械購入で借金、土地改良負担金でまた借金、そのあげくに、米価の暴落、農産物価格の低迷です。昭和の時代には、昭和七十年代には米価が二万円を超えるだろうと言われ、それを信じ込まされ、規模拡大に向かわされた人たちがたくさんいます。

現状の米価を初めとする農産物価格では多くの負債は減っていきません。減らない大きな負債とは反対に、将来が見えない不安から農業者の農業経営に対する意欲がどんどん低下していくのが目に浮かんでまいります。後継者がいない農家はいつかは農業が維持できなくなります。後継者でさえ離農を考えなければならぬ今、農地の引き受け手はほとんど見つからないであります。離農したくても、農地が売れなければ負債の整理ができないので離農もできないという皮肉な、余りにもむごい現状と言わざるを得ません。

精魂込めてはぐくんできた農家にとって魂と言っても過言ではない農地を手放す人に対して、あなたの土地は売れません、あなたの農地は一反幾ら幾らでもだれも買いません、そんな会話が交わされていることであります。農業委員の方々はほとほと困っています。

このたびの改正で若干のニーズが生ずることは認めますが、本質的な農地問題、特に専業地域の大きな問題には何の方向性も示されておりません。農林水産大臣の御認識をお伺いいたします。

専業農家地域の悲惨な状況の一端を御報告させていただきましたが、それほど我が国は農業をないがしろにしてきたではありませんか。戦後の食料増産、農地解放から始まり、現在の農水省予算三兆数千億円、六兆円を超えるウルグアイ・ラウンド対策費、逆に都市住民からは恨みが聞こえるような額であります。でありながら、農業者が悲鳴を上げている現状を見ると、予算の使い方がおかしかったと考えるべきではないでしょうか。

農業は、今や内政でありながら国際化の波にさらされています。米余りの中でもミニムアクセス米を輸入しなければなりません。WTOの交渉も非常に厳しい状況であります。身近な野菜までもが外国産表示がしてある。何しろ我が国農業は、世界一高い農地で、世界一高い労働力で、世界一高い諸物価の中で農業生産を行わなければならない。我が国農業は、それでもなお世界の農産物と戦っていかねばならないのであります。その場しのぎの政策の連続では、農業者の将来に対する不安が払拭できないのも無理はありません。

そこで、私は、欧米の国々で実施されている、通称緑の政策と呼ばれる直接支払い制度を農業政策の中心にすべきと考えます。農地の持つ多面的な機能については、森林の持つそれとともに、ここで多くの説明を加える必要はないでしょう。

我が党は、森林を中心とした緑のダム構想とともに、我が国に適した直接支払い制度を検討しております。少しでも将来が見える制度の方が営農しやすいという理由はもちろんのこと、何よりも透明でわかりやすい制度の方が納税者たる国民の理解を得られやすいと考えます。現在の農業予算の使われ方については、とても納税者に説明できるものではありませんし、数多くの補助金メニューに至っては、我々でも到底理解できませんし、ましてや補助金を受ける側でさえ複雑でわからない現状ではないでしょうか。

ダム、干拓、大規模林道についてはきょうは触れませんが、直接支払い型導入を前提とした農業予算の改革に対する農水省及び農水大臣のお考えをお示しください。

農地法は農地の転用を厳しく規制する法律としてスタートいたしました。農振法の運用と相まって、現在でもその精神は変わっていないはずであります。

しかし、農地面積は激しく減少しました。昭和三十六年、旧農基法が制定された年ですが、六百九万ヘクタールあった農地は、平成十二年、四百八十三万ヘクタールにまで減少しているのです。厳しい法の精神とは裏腹にあまりな運用と抜け道があったと言わざるを得ません。農地法の持つ、優良農地の転用を制限するという最大の目的を果たしているとは言えないでしょう。

また、農水省自身も、昭和五十年に始まった農用地利用促進事業に見られるように、自作農主義から耕作者主義への転換を打ち出し、賃借権や利権の設定による規模拡大路線を明確に打ち出してきました。しかも、その政策は、農地法の中の例外規定を根拠にするという極めていびつな形で運用されてきたのです。一部の改正を続けている限界がここにも見えます。

都市計画法との関係においてはさらに複雑です。

さきにも述べたように、我が国の農地転用規制は、農地法と農振法という農業分野の法律が制度上大きな役割を占めています。その一方で、都市計画法では、市街化区域と市街化調整区域の線引きを行い、市街化区域の農地については転用規制が全くなく、市街化調整区域も将来の宅地化予備地として位置づけられ、五年ごとの見直しにより実質的な市街化区域への段階的編入が進められてまいりました。また、市街化調整区域において、一定規模以上の開発であれば開発が許可されてきたように、大規模開発プロジェクトの前にはほとんど無力の状態であります。

このように、農地法、農振法といった農業関係法と都市計画法の双方が優良農地を奪い合い、その結果として今日の農地の著しい減少につながってまいりました。食料の自給率が四〇％にまで落ち込んでいる現在、食料・農業・農村基本法の理念にもある国内農業生産の増大とそのための農地の確保は、これからの我が国農政の重要な使命であります。しかし、この使命を果たしていくには、現在のようなばらばらの土地利用法制的ままでは実効性が上がるとは到底思えません。

この際、我が国の土地利用計画について時間をかけて見直してみたいかがでしょうか。農地法や農振法、都市計画法など土地利用にかかわる法制度全般について広く検討を行い、その一元的法整備を旨とすべきだと考えます。農水大臣、建設大臣の見解を伺います。

二十一世紀という言葉をよく使おうようになってしまいがちでした。その二十一世紀はあと一カ月と少してやってきてしまっています。そのことを考えると、私たちは、二十世紀中に解決しなければならなかった多くの課題を二十一世紀に持っていかなざるを得ない事実を反省を込めながら厳粛に受けとめなければなりません。巨額の赤字を抱えた財政の問題はもとより、農業、食料そして農地をめぐる問題もその大きな一つであることを指摘して、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣(谷津一)君登壇、拍手)

○国務大臣(谷津一)君 ただいま三点の質問があったかと思えます。

その第一点は、専業農家が大変苦しんでいるらしいというお話がございました。

私は、これからの農業は専業農家を中心とする農業形態でなければ、なかなか兼業農家では自給率の向上が図れないと思っております。しかしながら、先ほど来お話がございましたように、現在の専業農家もなかなか苦しい立場でございまして、一朝一夕では専業農家として夢と希望を持てての農業経営ということをしていただくことがで

きないというのが今の実態であります。

そこで、農林省としましては、長期金融の貸し付け等々の問題を初め、規模の問題あるいは経営の問題等々に立ち入っているところと御相談にあずかり、そしてそのお一人お一人の専業農家の方々の意向を打診しながら積極的に立ち上がっていただきますようお願い申し上げます。

専業農家と申し上げても、北海道から沖縄まで考えてみますと、まさに北海道は専業農家の中心地帯と言わなければならないほど近年すばらしい専業農家がふえつつございます。そういう点を考えてみますと、北海道であればこそ専業農家が生きていけるんだと、こういうところまで力強く活力のある姿で専業農家を育てていきたい、こういう考え方のもとに取り組んでおりますし、今後この取り組み方を積極的にやり、後継者を育成するところまでやっていただければ大変ありがたいと考えております。

第二の問題は、予算の問題であります。我が国の国家予算も大変厳しい状態であることは十分判断しておりますもの、しかしながら、この第一次産業と言われる農、林、水ともに厳しい立場に追い込まれておりまして、これからの農、林、水の第一次産業というものをどういう形で解決していくかということが大変至難な問題でございます。

しかしながら、外圧がありまして、これを何としてでもはねのけて、そして活力ある農業の姿を取り戻したい、それが我々農林水産省の考えであります。しかしながら、これは一朝一夕ではなかなか思うようにいかないというのが現実の姿でございますので、鋭意努力に努力を重ねてこの達成をしたいと思います。

そういうことでございますので、予算につきましては平成二十二年から中山間地域の問題を取り上げておりますけれども、これは国土保全の立場に立つてやろうということでございます。もともと、農地、水田というものは緑のダムと

称されますように、やはり国土保全のためには何といたしても必要なのでございまして、また水資源の涵養あるいは環境の保全等々を考えますと、山林はもちろんのこと、農地につきましても大変大きな使命を持っております。そのためには、中山間地域の皆さん方に活力を与えたいということ、そういう国土保全のための施策を講じたわけでございます。

こういう問題は、今公共事業が云々されておりますけれども、やはりこれだけの経済大国になつた日本の姿から見ると、農村も山村も都市も同じように恩恵を受けたいという考え方がございましょう。その意味におきまして、集落排水であるとか下水道であるとか、適宜山村、農村におきましてもこれらの施策をすると同時に、また都市の住民の方々に山村に交流していただいて、都市と農村の交流を図っていく、こういうことも大きな使命かと思ひます。

そのためには、農家の方々が山村に住めどもやっぱり力強く頑張っていたきたい、そういう思いがしてございまして、それを、農林水産省の予算において適宜この問題を振興させていくということが我々の使命かと考えております。

最後に、土地利用の関係についてお話がございました。私も農林水産省の立場から言いますならば、都市であろうと農村であろうと、ともかく都市計画法にのっとるところでございまして優良農地を確保するということが食料の自給率を高める原点でございまして、その意味におきまして、何といたしても優良農地の確保することに最大の問題があると思ひます。今回、衆議院におきまして修正をさせていただきましたけれども、その問題にいたしましてこの問題と密着した関係がござい

ます。どうか、その点を十分勘案いただきまして、参議院におかれまして、衆議院の修正を含めて十二分の御審議を賜りますようお願い申し上げます。

す。(拍手)

○国務大臣(扇千景君) 拍手
小川議員から都市計画法と農地法との一元化についてのお尋ねがございました。

都市計画は、その基本理念として農林漁業との健全な調和を図ることを挙げておりますし、また運用面においても、この理念を受けて、農地の一方的な宅地への利用転換を誘導することではなく、優良な農地の保全には意を用いて今までやってまいっております。

現在の制度では、国土利用計画法のもと、都市計画法、農地法の個別法がその目的に従って必要な規制を行っておりますので、これらを一元化することに關しましては、今後、慎重に検討していきたいと思っております。(拍手)

○議長(井上裕君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(井上裕君) この際、日程に追加して、ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(井上裕君) 御異議ないと認めます。国務大臣大島科学技術庁長官。

〔国務大臣大島理森君登壇、拍手〕

○国務大臣(大島理森君) ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

近年の生命に関する科学技術の著しい発展に伴い、生命科学をどこまで人間に適用することが許されるのかという新たな問題が生じています。平成九年二月、英国において、哺乳類で初めて羊の成体の体細胞の核移植により、クローン羊が誕生いたしましたとの発表がありました。これにより、人についても、成体の体細胞の核移植による

クローン個体を誕生させること、すなわち人に対するクローン技術の適用が現実の問題として懸念されることとなり、同年六月のデンバー・サミットにおきまして、これを禁止するとの首脳宣言が採択されました。

このような動きを受けて、我が国においては、同年九月、総理の指示により科学技術会議に生命倫理委員会が設置され、自然科学系の研究者だけではなく、法学者、宗教学者、言論人等国民各般の多様な意見を代表する委員により、この問題について精力的に議論が行われてまいりました。この間、委員会の取りまとめに対し、広く国民から意見公募なども行われました。その結果、昨年十二月に、人クローン個体の産生は、人の尊厳等を侵害するものとして、罰則を伴う法律により禁止するべきとの最終的な結論を取りまとめ、公表いたしました。

また、クローン技術と同等もしくはそれ以上の重大な影響を人の尊厳に与える可能性のあるものとして、ヒトの細胞と動物の細胞を融合または集合させる技術、これを特定融合・集合技術と呼びますが、この技術により生じた胚から、人と動物のいづれであるかが明らかでない個体がつくり出される可能性があることなども、生命倫理委員会において指摘されております。

本法律案は、このような生命倫理委員会での検討の結果を踏まえ、また、この研究分野における国際的動向も勘案し、人クローン個体等の産生を禁止するとともに、クローン技術等により作成される、特定胚と呼ぶさまざまな胚の適正な取り扱いを確保するための措置等を講ずるものであります。

なお、本法律案はさきの通常国会に提出いたしました、残念ながら十分な審議時間が確保できず審議未了、廃案となりました。しかしながら、その後のクローン技術の一層の進展等により、人クローン個体等の産生の危険性が高まっております。本法案を早期に成立させる必要があるこ

平成十二年十一月十七日 参議院會議録第十一号

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案(趣旨説明)

四

とから、本臨時国会に再度提出したものであります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、本法案を制定する目的であります。

本法案は、クローン技術等が、その用いられ方いかんによっては人の尊厳の保持、人の生命及び身体の安全の確保並びに社会秩序の維持に重大な影響を与える可能性があることにかんがみ、クローン技術等を規制し、社会及び国民生活と調和のとれた科学技術の発展を期することを目的としております。

第二に、人クローン個体等の産生を禁止することとあります。

具体的には、クローン技術または特定融合・集合技術により作成される胚を人または動物の胎内へ移植した場合、特定の人と同一の遺伝子構造を有する人、もしくは、人と動物のいずれであるかが明らかでない個体をつくり出すおそれがあるか、そのような胚を人または動物の胎内へ移植することを禁止することとしております。

第三に、クローン技術等により作成される特定胚の適正な取り扱いの確保のための措置であります。

文部科学大臣は、特定胚の作成、譲り受けまたは輸入及びこれらの行為後の取り扱いの適正を確保するため、総合科学技術会議の意見を聞いて、その取り扱いに関する指針を作成、公表しなければならないものとし、特定胚を取り扱うとする者は、この指針に従って行うとともに、一定の事項を文部科学大臣に届け出なければならないものとしております。

また、この届け出をした者は、文部科学大臣がその届け出を受理した日から六十日を経過した後でなければ、その届け出に係る特定胚の取り扱いをしてはならないものとし、文部科学大臣は、届け出をした者の特定胚の取り扱いが指針に適合しないと認めるときは、届け出をした者に対し、当該特定胚の取り扱い計画の変更、取り扱いの中止

その他必要な措置をとるべきことを命ずることが出来るものとしております。

さらに、文部科学大臣は、届け出をした者に対し、必要な事項について報告を求め、または、その職員に、事務所等に立ち入り、必要な物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることができることとしております。

第四に、届け出をした者は、特定胚の取り扱いについての一定の事項に関する記録を作成し、保存するとともに、特定胚に係る個人情報漏えいの防止等必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとしております。

第五に、禁止行為に違反してクローン技術または特定融合・集合技術により作成された胚を人または動物の胎内に移植した者等に対し、懲役等の罰則を設けることとしております。

第六に、この法律については、施行後、クローン技術等を取り巻く状況の変化等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしておりますが、衆議院において修正が行われた結果、本法律案につきまして必要な措置を講ずるに当たっては、法律の施行後三年以内にヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取扱いの在り方に関する総合科学技術会議等における検討の結果を踏まえ、この法律の規定に検討を加えることとされております。

以上がヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案の趣旨でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。内藤正光君。

〔内藤正光君登壇、拍手〕

○内藤正光君 ただいま議題となりましたヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案に対し、民主党・新緑風会を代表して質問をさせていただきます。

たきます。

一九九七年、イギリスのロスリン研究所でクローン羊が誕生したとのニュースは大きな驚きを持って迎えられました。哺乳類である羊でクローンの産生に成功したからには、ヒトのクローンも時間の問題であろうと考えられたからであります。このことから、当初はヒトラーやアインシュタインのコピーを作成できるといった空想科学のような議論もなされました。

しかし、ここで真剣に考えなくてはならないことは、このクローン羊の産生は無性生殖によりヒトが生まれる可能性が現実味を帯びてきたということとあります。人類が地球上にあらわれて以来かつてなかったことであり、政府の説明をかりるならば、人間の尊厳の保持等に重大な影響を与えかねないものとして受けとめられました。

民主党は、政府案が提出されたとき、これではとても不十分であると考えました。というのも、特定の人間の遺伝形質を有する特定胚の作成などは、単なる指針にゆだねるのではなく、しっかりと法律の中で規制されるべきであるし、また人間の尊厳を考えると、人の生命の萌芽であるヒト胚の扱いについて、保護という観点から十分な規制が加えられるべきであると考えたからであります。

そして、衆議院においてヒト胚の取り扱いにまでしっかりと言及した民主党案を提出させていただきました。しかしながら、当面、人間の尊厳を損なうことなく研究が行われるよう必要な規律を定めるためには政府案を修正することが次善の策であると認識し、合意のもとに修正を見たわけでございます。

したがって、現在議題となっており衆議院送付案に対して、衆議院において民主党は賛成はいたしましたが、あくまで次善の策としてであり、今後も国民的議論を高めながら議論を進め、よりよい法律づくりに努めていかなければならないものと思っております。

以下に、ただいま申し述べた立場から、本法律案について質問をさせていただきます。

本法律案は、まずクローン技術を規制しようとするもので、その限りにおいては妥当なものであると考えます。しかし、本法律案の目的とする、無性生殖による人間の出現の可能性が人間の尊厳の保持等に重大な影響を及ぼすということの意味、つまり、なぜクローン技術を規制しなければならないのか、改めて御説明願います。

欧米のキリスト教の国々では、このクローン技術規制については比較的受け入れられやすいかとは思いますが、生命倫理の考えが国民の間に広がり行き渡っているとは言えない我が国において、人間の尊厳という言葉でクローン技術を規制するとは何を意味するのか、科技庁長官にお尋ねをさせていただきます。

さらに、その目的規定の中で、「社会及び国民生活と調和のとれた科学技術の発展を期する」としてありますが、具体的に、クローン技術と国民生活との調和とはどのように考えればよいのでしょうか。また、遺伝子工学、脳科学等、生命科学の分野では、生命倫理と生命科学との調和は避けて通ることができない大変重要な問題であると考えます。長官の御所見をお尋ねいたします。

これに関連をいたしまして、学問、研究の自由との関係を確認しておきたいと思います。

クローン技術規制は、言葉では単に技術の規制ではありますが、中身は研究の自由を抑制するものでもあります。学問、研究の自由は、憲法第二十三条に規定された自由権の一つでもあります。科学の進展は、この研究の自由によってもたらされてきたことは改めて申し上げるまでもございません。

種々の医薬品の発明、内燃機関の発展、自動車の発達、飛行機の発明、ラジオ、テレビジョン放送の発達等、二十世紀の科学上の発見は、人類の福利の増進に多大な貢献をしてきました。二十一

世紀には、電気通信技術、脳科学、遺伝子工学に加え、医療の分野における組織工学の発展など、数々の期待できるものがござります。これらの研究が自由になされるのが、私たちの未来に多大な貢献をなすものであると私は信じております。この研究の自由という憲法上の権利を規制しようとするものですから、これを制限することについては慎重にならなければならないと考えます。

クローン技術において、これを制限することが国民の意思にかなうものであるとする理由について、科技庁長官に御説明願います。

また、このような規制を行うことについては、多くの、国民の同意が必要であると考えます。国会は確かに国民の意思を代表するものではありませんが、それでもこのような憲法上の自由を制限する法案については、事前に十分な国民への説明と合意形成がなされなければなりません。政府は、この点についていかなる努力をしてきたのでしょうか、御説明願います。

クローン羊ドリーの誕生後、主要国サミットにおいてもこの問題が取り上げられ、デンバー・サミットにおいて各国が協力をするとする合意がなされました。一部の国においては、既にクローン人間をつくらうとの動きもあると聞いております。現在までのところ、このクローン技術に関する世界の研究状況はいかなるものでしょうか。既に規制が行われている国もあると承知はしてはいますが、その実態はいかなるものでしょうか。

また、この問題は一国だけの規制では十分に効果が得られないものと考えますが、諸外国との連携協力をいかにとうとしていくのでしょうか。特に、この種の研究規制は、欧米先進国との連携もさることながら、そのほかの発展途上国との協調も大いに必要があると考えますが、どのようにお考えでしょうか。また、協力取り分けのための国際会議の開催計画等、具体的にお願いします。

このクローン技術は試験管内で研究が可能であ

り、また受精卵は顕微鏡で扱うほど小さなものですから、実際にどのような研究が行われているのか、はた目にはなかなかわかりにくいものであります。また、何らかの理由でクローン個体を望む人がいた場合、胎内にクローン胚が移植されたことは容易には判明しないのではないかと思います。

これらのことを防ぐには、すなわちクローン技術等の規制を旨とする本法律案の趣旨が徹底されるには、かなりの努力が必要ではないかと思えます。一般の人々あるいは胚研究者に対するこの法律の趣旨の徹底について、現在どのようなことを政府として考えているのか、その実施計画はどのようなになっているのか、科技庁長官にお尋ねいたします。

さらに、残念ながらこの法律に違反して万が一クローン個体が生まれてしまった場合、どのような対応を考えているのか、お尋ねをいたします。この問題は大変大きな問題で、親子関係、相続問題等、さまざまな法律上または社会上の問題が生じることが想定されます。さらに、生まれてきた生命に罪はありません。この生命について差別につながらないような対策も考えなければなりません。簡単には答えが出ない問題ではあります。現在のお考えを法務大臣にお尋ねをさせていただきます。

初めに申し上げましたように、私たちはヒト胚の取り扱いについても保護という観点から規制を加えるべきではないかと考えました。それは、ヒト胚研究の素材として提供されるヒト胚は、そのほとんどが生殖補助医療において実際に使われずに残った胚、いわゆる余剰胚が提供されている実態があるからです。現在のところ、研究に実際に使用されているヒト胚が果たして提供者の十分な納得を得たものであるのか、残念ながら多くの批判がござります。さらに、生命の萌芽であるヒト胚が十分尊重されているのかについても多くの問題が指摘されているところでございます。

それで、これらの点については、私も民主党の主張を踏まえ、附則第二条に、ヒト胚の取り扱いについて総合科学技術会議等での検討結果を織り込んで三年以内に法規定を見直す旨が盛り込まれました。

科学技術会議生命倫理委員会の議論においても、ヒト胚は生命の萌芽との見解が出され、ヒト胚の扱いに関する規制についても議論が展開されてきたと思えます。やはり、生殖補助医療の問題も含めて、その取り扱いについてはさらに十分な検討が必要と考えます。これは政府としても否定するものではないと思えます。

生命倫理委員会での議論の内容、並びにこれらを踏まえての政府の考え方、さらに、今後どのように対応しようとしているのか、科技庁長官、そして厚生大臣にお尋ねをさせていただきます。

以上、何点かにわたって、私たち民主党・新緑風会の立場を踏まえて質問をさせていただきます。どうぞわかりやすい御答弁をお願い申し上げます。私の質問を終えさせていただきます。(拍手)

（国務大臣大島理森君登壇、拍手）
○国務大臣（大島理森君） 内藤議員にお答え申し上げます。

人間の尊厳の保持という観点から、まさにクローン技術を規制する場合に、その尊厳の保持というもう少し具体的な考え方を示すということではなかつたかと思えます。

人間の尊厳という問題について、私もこのように申し上げてまいりました。

一つは、クローン人間、そして無性生殖により人間を生み出すということは、人間の道具化ということが一つ考えられます。それから唯一性の侵害につながるのではないかと、さらに人間の誕生に関する基本的認識から著しく逸脱する、そういうふうな三つの問題点というものを中心に人間の尊厳というものを考えてまいっております。

ろ、クローン人間の産生ということは非常に強い反社会性があるという認識から、厳しい罰則規定を設けた次第でございます。

生命倫理と生命科学との調和という問題についてどう考えるかということでございますが、例えば原子力の問題につきましても、原子力の人類に対する寄与ということを人類が考えるためには、何といつても、そこには大前提として安全性があるがごとく、ましてやライフサイエンスの問題は、私は、調和という言い方がいいのかどうかはわかりませんが、生命科学の研究は、すべてにおいて生命倫理というものがまずなければいかぬと思えます。

そして、その上に立って法律がどのように規制するかということは、先ほど申し上げましたように、反社会性という観点から厳しく法律として律していかなければならないものと思えます。そして、その上に立って生命科学の進展というものを考えていくということのそういう基本的な考え方に立たないと、どこかに穴があきますと、この生命科学のいわば今後の発展、活用というものは、ある意味では、人類に刃向かう科学技術となり得る可能性もあると思っております。

したがって、調和ということをおっしゃる、生命倫理が大前提にあり、反社会性という観点から法律をつくって、その上において生命科学の研究が進められるべきもの、このように思っております。

次に、研究の自由は憲法上の権利であるが、クローン技術について制限することは国民の意思にかなうことか。

すべての自由は公共の福祉という、私はこれも大きな前提があると思えます。そういう観点から、私も、科学技術会議生命倫理委員会の議論を忠実に反映したものでありまして、意見公募あるいはアンケート調査を踏まえ、多くの国民の皆様方に参加していただいた結果生まれた規制である、したがって国民の意思にかなうものであ

ると、このように思っております。

さらに、これまたある意味ではそれとつながった形のお答えですが、合意形成を行ったかということでございますが、先ほど申し上げましたように、科学技術会議生命倫理委員会の結論、そこにはさまざまな皆様方の御意見をちょうだいしました。

そして、何よりも大事なことは、国家の意思を決定するのは国会でございます。衆議院の議論でもちようだいし、そして民主党さんの、あるいは野党の皆様方とお話し合いをした結果、いわばほとんどの政党の御賛成をいただいて参議院に送付させていただきました。参議院においても、やはり国民の代表者であるこの参議院での御意見、また私どもの説明をしながら合意形成を行い、そして国家の意思を決めるということの意味において幅広く合意形成がなされている、あるいはなされつつあると、このように思っております。

クローン技術に関する世界の研究及び規制の状況はどうかということでございます。

クローン技術の研究につきましては、今、先生が御紹介ありましたように、平成九年のクローン羊ドリー誕生の発表以来、牛、マウス、豚などの個体産生が行われております。また、ヒトに係る研究については、一部の国で人クローン胚がつくられたとの報道がございます。

クローン技術の規制の状況につきましては、英、仏、独のように、既に生殖医療について規制の枠組みが存在する国においては、その枠組みの中でクローン人間の産生を禁止しているところもあり、他方、そのような枠組みがなく、我が国と同様にクローン技術に絞った規制を行う方向で検討を進めている国々もあると承知しておるところでございます。ただ、そういう意味ではまだ検討中の国もかなり相当ございます。以上が、今、世界の研究及び規制の状況でございます。

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案（趣旨説明）
日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条について
の件

諸外国との連携が必要ではないかという御指摘ですが、全く同感でございます。

なるがゆえに、日本のこの国会で意思としてこのクローンの規制法をつくるということとは、世界にその問題を発信することになる。私は、そういう意味でも大変重要なことであり、それぞれの国々でこの問題に対して一つの結果を見ながら、世界じゅうがそういうことに対しての同じ認識を持つことがとても大事である、重要である。先生は、特に、先進国のみならずというお言葉を使いましたが、そのことについても意を体して我々は努力していかなければならないと思っております。

ユネスコ等の国際的な場や二国間協議の場において、これからさまざまな方法を通じて働きかけ、国際協調が実現できるよう努力してまいりたい、このように思います。

さらに、先生からは、国民に周知徹底すること

がとても大事だという御指摘がございました。やはり、これも全くそのとおりだと思います。やはり、人間の中には産む権利、産まざる権利ということが世界じゅうの一つの常識になっている権利でございます。なるがゆえに、いかなるそこ人間の要望があったとしても、クローン個体だけは絶対これは生み出してはならぬ、こういうふうな徹底を、国民の皆さんにわかりやすいパンフレットあるいは解説書を作成するとともに、インターネット等を通じて徹底して我々は周知をしてまいりたい、また研究者、医学界にも説明をしてまいりたい、このように思っております。

生殖補助医療を含めたヒト胚の取り扱いに関する問題でございます。

衆議院の議論において、民主党さんあるいは各野党の皆様方との議論が、ここにある意味では一番大きな議論でございました。民主党さんの案におきまして、生殖補助医療そのものを全体をひくくめて規制をするという考えはないようでございます。しかし、そのあり方について真剣に考

えろという御議論をいただきましたし、特にES細胞についての御議論が活発でありました。

私も、そういう御議論を踏まえながら、科学技術会議生命倫理委員会におきまして、ヒト受精胚は人の生命の萌芽としての意味を持ち、倫理的に尊重されるべきとする一方で、ヒト受精胚の研究全般に関する規制のあり方については今後の検討課題である、このように認識しておりますし、しっかりと議論をし、また、そこで得た議論、国民の合意、そういうものを踏まえながら、必要であれば法制度も必要でありましようし、また皆さんに御議論いただかなければならないと思っておりますが、今後の重要な課題と認識しております。

以上でございます。（拍手）

〔国務大臣保岡興治君登壇、拍手〕

○国務大臣（保岡興治君） 内藤議員にお答え申し上げます。

人クローン個体が生まれた場合の対応に関するお尋ねがございました。

議員が御指摘のように、万が一特定の人と同一の遺伝子構造を有する人クローン個体が生まれた場合、その両者の間の身分関係については議論のあるところでございますが、まずは本法案の制定及びその厳格な運用により、人クローン胚の取り扱いの段階から万全の規制措置を講ずることに、人クローン個体の産生を徹底的に防止することが肝要であると思っております。

なお、万が一にも人クローン個体が生まれてきた場合には、その人権を尊重し、通常の人と同様の取り扱いを行うことが適切であると認識いたしております。（拍手）

〔国務大臣津島雄二君登壇、拍手〕

○国務大臣（津島雄二君） 内藤議員からヒト胚の取り扱いにつきまして、生殖補助医療のあり方を含めた対応いかんという難しい御質問をちょうだいいたしました。

まず、精子、卵子、胚の提供等による生殖補助

医療のあり方につきましては、平成十年十月より、厚生科学審議会先端医療技術評価部会のもとに、医療、生命倫理、法律等の分野の専門家から成る専門委員会を設置し、御検討いただいているところでございます。

同専門委員会におきまして本年中に報告書を取りまとめいただいた後、厚生科学審議会としての意見集約をしていただく予定でありますので、厚生省としては、その結果を踏まえ、適切に対応していきたいと考えております。

また、御質問にございました人の生命の萌芽としてのヒト受精胚の取り扱いのあり方については、さきに文部大臣御答弁のとおり、総合科学技術会議等での検討が行われることになりましたが、そうした検討結果を踏まえ、関係省庁と十分な連携をとりながら、厚生省としても今後必要な対応を行ってまいります所存でございます。（拍手）

○議長（井上裕君） これにて質疑は終了いたしました。

○議長（井上裕君） 日程第一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交・防衛委員長服部三男雄君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔服部三男雄君登壇、拍手〕

○服部三男雄君 ただいま議題となりました協定につきまして、外交・防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この協定は、一九九六年四月一日に効力を生じ

た現行の米国との地位協定第二十四条についての特別措置協定の有効期間が来年三月三十一日までとなっていることにかんがみ、在日米軍基地労働者に対する基本給等の支払いに要する経費、在日米軍が公用のため調達する電気、ガス等の支払いに要する経費、我が国の要請に基づき在日米軍の訓練の移転に伴って追加的に必要となる経費を引き続き我が国が負担することを規定するとともに、合衆国がこれらの経費の節約に努めること等について定めるものでありまして、二〇〇六年三月三十一日まで効力を有するものとされておりま

す。

委員会におきましては、二十一世紀の日米同盟のあり方、日米安保条約の今日的意義、日米地位協定の見直し、我が国が米軍駐留経費負担を継続する理由、在日米軍訓練移転経費の負担範囲等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党の小泉理事より反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十八

賛成

百九十二

反対

三十六

よって、本件は承認することに決しました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(井上裕君) 日程第二 書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済・産業委員長加藤紀文君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(加藤紀文君登壇、拍手)

○加藤紀文君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済・産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、民間における電子商取引を促進するため、書面の交付あるいは書面による手続等を義務づけているものについて、従来の方法に加え、電磁的方法を認めようとするものであります。

委員会におきましては、電子商取引における消費者保護対策、デジタルデバйдの防止対策等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わりましたところ、日本共産党を代表して西山委員より、法律施行後三年以内に施行状況に検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずる旨を附則に追加する修正案が提出されました。

次いで、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十

賛成

二百三十

反対

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(井上裕君) 日程第三 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土・環境委員長溝手顕正君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(溝手顕正君登壇、拍手)

○溝手顕正君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土・環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めるとともに、情報公表、不正行為等に対する措置及び施工体制の適正化の措置を講じ、あわせて適正化指針の策

定等の制度を整備すること等により、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、本法律案の目的と効果、談合その他の不正行為の排除方策、入札・契約制度改善のための取り組み、元請下請関係の適正化、入札監視委員会の実効性等について質疑を行うとともに、参考人より意見聴取を行いました。質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十二

賛成

二百三十二

反対

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(井上裕君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時八分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長 井上 裕君
副議長 菅野 久光君

高橋 令則君 高橋紀世子君
荒木 清寛君 沢 たまき君
山下 英利君 戸田 邦司君
岩本 莊太君 山本 保君
加藤 修一君 中島 啓雄君
平野 貞夫君 水野 誠一君
海野 義孝君 益田 洋介君
市川 一朗君 大野つや子君
田村 秀昭君 松岡満壽男君
魚住裕一郎君 松 あきら君
大森 礼子君 渡辺 孝男君
岩瀬 良三君 水島 裕君
渡辺 秀央君 堂本 暁子君
高野 博師君 但馬 久美君
風間 昶君 鶴保 庸介君
清水 達雄君 田名部匡省君
椎名 素夫君 日笠 勝之君
山下 栄一君 木庭健太郎君
弘友 和夫君 入澤 肇君
狩野 安君 浜四津敏子君
統 訓弘君 浜田卓二郎君
森本 晃司君 鶴岡 洋君
白浜 一良君 泉 信也君
月原 茂皓君 中原 爽君
鈴木 正孝君 海老原義彦君
田村 公平君 金本 邦茂君
世耕 弘成君 脇 雅史君
山下 俊夫君 森田 次夫君
有馬 朗人君 阿南 一成君
加納 時男君 岩城 光英君
岩永 浩美君 山下 善彦君
田浦 直君 末広まきこ君
畑 恵君 依田 智治君
長谷川道郎君

金田 勝年君 阿部 正俊君
加藤 紀文君 佐藤 泰三君
服部三男雄君 河本 英典君
南野知恵子君 鈴木 政二君
野間 起君 山崎 正昭君
上野 公成君 成瀬 守重君
鎌田 要人君 清水嘉与子君
須藤良太郎君 松谷蒼一郎君
鴻池 祥肇君 西田 吉宏君
吉川 芳男君 中曾根弘文君
久世 公堯君 関谷 勝嗣君
岡野 裕君 野沢 三三君
陣内 孝雄君 青木 幹雄君
橋本 聖子君 常田 享詳君
三浦 一水君 松村 龍二君
仲道 俊哉君 中川 義雄君
齊藤 滋宣君 佐藤 昭郎君
久野 恒一君 国井 正幸君
森山 裕君 亀井 郁夫君
木村 仁君 岸 宏一君
佐々木知子君 龜谷 博昭君
景山俊太郎君 北岡 秀二君
林 芳正君 山本 一太君
長峯 基君 中島 真人君
谷川 秀善君 吉村剛太郎君
矢野 哲朗君 小山 孝雄君
保坂 三蔵君 太田 豊秋君
溝手 顕正君 岩井 國臣君
武見 敬三君 片山虎之助君
大島 慶久君 田中 直紀君
鹿熊 安正君 尾辻 秀久君
石渡 清元君 若林 正俊君
沓掛 哲男君 村上 正邦君
倉田 寛之君 竹山 裕君
真鍋 賢二君 石井 道子君
坂野 重信君 上杉 光弘君
斎藤 十朗君 中村 敦夫君
高橋 千秋君 羽田雄一郎君
谷林 正昭君 木俣 佳文君

内藤 正光君 福山 哲郎君
櫻井 充君 郡司 彰君
佐藤 雄平君 海野 徹君
小川 敏夫君 高嶋 良充君
本田 良一君 松崎 俊久君
小川 勝也君 平田 健二君
朝日 俊弘君 前川 忠夫君
和田 洋子君 菅川 健二君
伊藤 基隆君 小山 峰男君
今泉 昭君 小林 元君
峰崎 直樹君 藤井 俊男君
堀 利和君 今井 澄君
長谷川 清君 川橋 幸子君
築瀬 進君 佐藤 泰介君
角田 義一君 興石 東君
円 より子君 寺崎 昭久君
足立 良平君 岡崎トミ子君
吉田 之久君 勝木 健司君
千葉 景子君 直嶋 正行君
北澤 俊美君 久保 亘君
江田 五月君 山下八洲夫君
広中和歌子君 浅尾慶一郎君
西川きよし君 小池 晃君
宮本 岳志君 福島 瑞穂君
小宮山洋子君 島袋 宗康君
畑野 君枝君 小泉 親司君
照屋 寛徳君 齋藤 勁君
石井 一二君 八田ひろ子君
富樫 練三君 大脇 雅子君
三重野栄子君 江本 孟紀君
大沢 辰美君 井上 美代君
阿部 幸代君 須藤美也子君
清水 澄子君 薬科 満治君
柳田 稔君 岩佐 恵美君
林 紀子君 西山登紀子君
緒方 靖夫君 日下部徳代子君
谷本 巍君 笹野 貞子君
竹村 泰子君 池田 幹幸君

國務大臣

笠井 亮君 吉川 春子君
山下 芳生君 洲上 貞雄君
大淵 絹子君 松前 達郎君
本岡 昭次君 吉岡 吉典君
市田 忠義君 筆坂 秀世君
橋本 敦君 立木 洋君
梶原 敬義君 山本 正和君

政務次官

法務大臣 保岡 興治君
外務大臣 河野 洋平君
厚生大臣 津島 雄二君
農林水産大臣 谷 洋一君
通商産業大臣 平沼 赳夫君
建設大臣 扇 千景君
國務大臣 大島 理森君
官(科学技術) 官 渡海紀三朗君

農林水産政務次官 石破 茂君
科学技術政務次官 渡海紀三朗君

議長の報告事項

去る十四日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政・警察委員

辞任 補欠 市田 忠義君 畑野 君枝君

文教・科学委員

辞任 補欠 市田 忠義君

国民福祉委員

辞任 補欠 井上 美代君

労働・社会政策委員

辞任 補欠 八田ひろ子君

井上 美代君 八田ひろ子君

農林水産委員

小川 勝也君

補欠

国土・環境委員

北澤 俊美君

補欠

北澤 俊美君

補欠

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

加藤 修一君

補欠

金融問題及び経済活性化に関する特別委員

山下 芳生君

補欠

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員

峰崎 直樹君

補欠

同日議長において、次のとおり憲法調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

浅尾慶一郎君

補欠

吉田 之久君

補欠

確定拠出年金法案(閣法第二二二号)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

同日内閣から、次の質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

参議院議員加藤修一君提出地球温暖化とメタン

ハイドレードに関する質問(第五号)(答弁することのできる期限 十二月十一日)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

一昨十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政・警察委員

菅川 健二君

補欠

財政・金融委員

照屋 寛徳君

補欠

文教・科学委員

世耕 弘成君

補欠

労働・社会政策委員

但馬 久美君

補欠

農林水産委員

北澤 俊美君

補欠

経済・産業委員

統 訓弘君

補欠

交通・情報通信委員

鹿熊 安正君

補欠

国土・環境委員

弘友 和夫君

補欠

小川 勝也君

補欠

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

山本 保君

補欠

金融問題及び経済活性化に関する特別委員

浅尾慶一郎君

補欠

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員

峰崎 直樹君

補欠

同日議長において、次のとおり憲法調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

石田 美栄君

補欠

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

理事 加藤 修一君(加藤修一君の補欠)

同日憲法調査会において選任した幹事は次のとおりである。

幹事 堀 利和君(吉田之久君の補欠)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法案(細田博之君外十四名提出)(衆第一五号)

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 警察法の一部を改正する法律案(閣法第四号)及び警察法の一部を改正する法律案(参第一三三号)の審査に資するため、現地に

おいて意見を聴取する。

一、派遣委員

朝日 俊弘 木村 仁

北岡 秀二 浅尾慶一郎

築瀬 進 富樫 練三

大森 礼子 日下部禮代子

松岡満壽男

一、派遣地 神奈川県

一、期間 十一月二十一日 一日間

一、費用 概算一七九、六〇〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

平成十二年十一月十五日

地方行政・警察委員長 朝日 俊弘

参議院議長 井上 裕殿

同日議員から次の質問主意書が提出された。

小田急小田原線連続立体交差事業に関する質問主意書(中村敦夫君提出)(第九号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

建築基準法に関する質問主意書(櫻井充君提出)(第七号)

国際自然保護連合のジュゴン保全勧告決議に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)(第八号)

昨十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

木庭健太郎君

補欠

法務委員

岩崎 純三君

補欠

地方行政・警察委員

佐藤 雄平君

補欠

外交・防衛委員

矢野 哲朗君

補欠

財政・金融委員

立木 洋君

補欠

鹿熊 安正君

補欠

世耕 弘成君

補欠

文教・科学委員

小任

補欠

小林 元君

和田 洋子君

菅川 健二君

佐藤 雄平君

弘友 和夫君

福本 潤一君

照屋 寛徳君

日下部 禮代子君

労働・社会政策委員

小任

補欠

国井 正幸君

矢野 哲朗君

川橋 幸子君

広中和歌子君

統 訓弘君

但馬 久美君

農林水産委員

小任

補欠

大沢 辰美君

立木 洋君

谷本 魏君

田 英夫君

経済・産業委員

小任

補欠

但馬 久美君

統 訓弘君

交通・情報通信委員

小任

補欠

世耕 弘成君

鹿熊 安正君

福本 潤一君

弘友 和夫君

国土・環境委員

小任

補欠

脇 雅史君

岩崎 純三君

広中和歌子君

川橋 幸子君

高野 博師君

木庭健太郎君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

小任

補欠

緒方 靖夫君

山下 芳生君

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員

小任

補欠

長谷川 清君

小川 敏夫君

佐藤 道夫君

島袋 宗康君

同日衆議院から次の議案が提出された。
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案
(衆第一二二号)

議長の報告事項 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

ヒトに関するクロールン技術等の規制に関する法律案(閣法第七号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

特殊法人等改革基本法案(太田誠一君外四名提出(衆第一六号))

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案
労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一号)審査報告書

書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律案(閣法第一五号)審査報告書

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律案(閣法第一〇号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

同日議長から次の質問主意書の再検討に関する質問主意書(清水澄子君提出(第一〇号))

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律
労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律

審査報告書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は多数をもって承認すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十二年十一月十六日

外交・防衛委員長 服部三男雄

参議院議長 井上 裕殿

要領書

この協定は、日本国が、日本国に雇用されて合衆国軍隊等のために勤務に服する労働者に対する一定の給与の支払及び合衆国軍隊等が公用のため調達する電気等の支払に要する経費を負担すること、日本国政府の要請に基づき、合衆国が合衆国軍隊の行う訓練を他の施設及び区域を使用するよう変更する場合に、その変更に伴って追加的に必要となる経費を負担すること、合衆国がこれらの経費の節約に努めること等について規定しており、二〇〇六年三月三十一日まで効力を有する。我が国がこの協定を締結することは、日米安保条約の目的達成のため日本国に維持されている合衆国軍隊の効果的な活動に資すると考えられるので、おおむね適当な措置と認める。

一、費用

この協定の規定を実施するため、平成十三年度政府予算案において、所要の経費が計上されることとなる。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下

日本国及びアメリカ合衆国は、

共に千九百六十年一月十九日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(以下「条約」という。)及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下

日本国及びアメリカ合衆国は、

共に千九百六十年一月十九日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(以下「条約」という。)及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下

日本国及びアメリカ合衆国は、

共に千九百六十年一月十九日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(以下「条約」という。)及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下

日本国及びアメリカ合衆国は、

共に千九百六十年一月十九日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(以下「条約」という。)及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下

「地位協定」という。)に基づき日本国に維持されている合衆国軍隊(以下「合衆国軍隊」という。)は、日本国の安全並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与していることを確認し、

合衆国軍隊又は地位協定第十五条1(a)に定める諸機関のために労働に服する労働者で日本国が雇用するもの(以下「労働者」という。)の安定的な雇用を維持し、合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、これまで講じられてきた諸措置、特に、千九百九十五年九月二十七日にニュー・ヨークで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置にいて、合衆国軍隊を維持することに伴う経費の負担の原則を定める地位協定第二十四条についての特別の措置が定められたことを想起し、

両国を取り巻く諸情勢に留意し、合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、地位協定第二十四条についての新たな特別の措置を講ずることが必要であることを認めて、次のとおり協定した。

第一条

日本国は、この協定が効力を有する期間、労働者に対する次の給与の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。

(a) 基本給、日雇従業員の日給、特殊期間従業員の給与、時給制臨時従業員の時給及び劇場従業員の給与

(b) 調整手当、解雇手当、扶養手当、隔遠地手当、特殊作業手当、夏季手当、年末手当、寒冷地手当、退職手当(人員整理のため合衆国軍隊又は地位協定第十五条1(a)に定める諸機関により解職される労働者及び業務上の就労不能又は業務上の傷病による死亡により雇用が終了する労働者に対する退職手当を含む。)、人員整理退職手当、人員整理あん分手

当、通勤手当、転換手当、職位転換手当、年度末手当、夜間勤務手当、住居手当、単身赴任手当、時間調整給、時間外勤務給、時給制臨時従業員の割増給、祝日給、夜勤給、休業手当及び時給制臨時従業員の業務上の傷病に對して認められる日給

(c) 船員の有給休暇未付与手当、危険貨物手当、乗船手当、機関部手当、機関作業手当、消火手当、外国船手当、外国航路手当、労働手当、出勤手当、小型船手当、油送船手当、引き船手当及び船長・機関長手当

第二条

日本国は、この協定が効力を有する期間、合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が適当な証明書を出して日本国で公用のため調達する次のものに係る料金又は代金の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。

(a) 公益事業によって使用に供される電気、ガス、水道及び下水道
(b) (a)に規定するものを除くほか、暖房用、調理用又は給湯用の燃料

第三条

日本国は、条約第六条の規定に基づいてアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域(以下「施設及び区域」という。)のうちいずれか特定の施設及び区域を使用して合衆国軍隊が実施する訓練に關し、地位協定第二十五条1に定める合同委員会(以下「合同委員会」という。)における日本国政府の要請に基づき、アメリカ合衆国がその全部又は一部を当該特定の施設及び区域に代えて他の施設及び区域を使用するよう変更する場合には、その変更に伴って追加的に必要となる経費の全部又は一部を負担する。もともと、日本国政府が、当該要請に当たり、日本国がこの条の規定に従って経費を負担するとの通告をアメリカ合衆国政府に対して行う場合に限る。

第四条

アメリカ合衆国は、従来と同様、前三条に規定する経費の節約に努める。

第五条

日本国は、同国の会計年度ごとに、それぞれ第一条、第二条及び第三条の規定に基づいて負担する経費の具体的金額を決定し、当該決定をアメリカ合衆国に対し速やかに通報する。

第六条

日本国及びアメリカ合衆国は、この協定の実施に關するすべての事項につき、合同委員会を通じて協議することができる。

第七条

この協定は、日本国及びアメリカ合衆国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換されていることを条件として、二千一年四月一日に効力を生じ、二千六年三月三十一日まで効力を有する。

以上の証拠として、下名は、署名のために正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千九年九月十一日にニュー・ヨークで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために
河野洋平

アメリカ合衆国のために
マデレーン・オルブライト

審査報告書

書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十二年十一月十六日

経済・産業委員長 加藤 紀文
参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法法律案は、民間における電子商取引の促進を図るため書面の交付等に代えて書面に記載すべき事項等を情報通信の技術を利用する方法により提供することができることとするとともに、組合等における議決権の行使等を電磁的方法により行うことができること等とするために関係法律の規定を改正しようとするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十二年十一月九日

衆議院議長 綿貫 民輔
参議院議長 井上 裕殿

目次

- 第一章 金融庁関係(第一条―第九条)
- 第二章 総務省関係(第十条―第十一条)
- 第三章 財務省関係(第十二条)
- 第四章 厚生労働省関係(第十三条―第二十条)
- 第五章 農林水産省関係(第二十一条―第三十三条)
- 第六章 経済産業省関係(第三十四条―第四十条)
- 第七章 国土交通省関係(第四十一条―第五十条)

附則

第一章 金融庁関係

(証券取引法の一部改正)

第一条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第四十条に次の一項を加える。

証券会社は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができ、この場合において、当該証券会社は、当該書面を交付したものとみなす。

第四十一条に次の一項を加える。

前条第二項の規定は、前項の規定による取引報告書の交付について準用する。

第四十七条の二に次の一項を加える。

第四十条第二項の規定は、前項の規定による書面による同意について準用する。この場合において、同条第二項中「当該書面に記載すべき事項」とあるのは「当該書面による同意」と、「提供する」とあるのは「得る」と、当該書面を交付した」とあるのは「当該書面による同意を得た」と読み替えるものとする。

第二百五条第八号中「第四十条」を「第四十条第一項」に改める。

第二百五条の二第二号中「第四十七条の二」を「第四十七条の二第二項」に改め、同条第四号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正)

第二条 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第二十六条に次の一項を加える。

3 投資信託委託業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該受益証券を取得しようとする者の承

諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該投資信託委託業者は、当該書面を交付したものとみなす。

第二十八条に次の一項を加える。

3 第二十六条第三項の規定は、第一項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第三項中「受益証券を取得しようとする者」とあるのは、「受益者」と読み替えるものとする。

第三十条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「前項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第二十六条第三項の規定は、第一項及び前項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第三項中「受益証券を取得しようとする者」とあるのは、「知られたる受益者」と読み替えるものとする。

第三十一条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第二十六条第三項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第三項中「受益証券を取得しようとする者」とあるのは、「知られたる受益者」と読み替えるものとする。

2 第二十六条第三項の規定は、前項の規定による運用報告書の交付について準用する。この場合において、同条第三項中「受益証券を取得しようとする者」とあるのは、「知られたる受益者」と読み替えるものとする。

3 第二十六条第三項の規定は、第一項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第三項中「受益証券を取得

しようとする者」とあるのは、「資産の運用を行う投資法人」と読み替えるものとする。

4 第二十六条第三項の規定は、第二項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第三項中「受益証券を取得しようとする者」とあるのは、「資産の運用を行う投資法人、資産の運用を行う他の投資法人(当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限る。その他政令で定める者」と読み替えるものとする。

第三十四条の七中「第十四条(第三号を除く。及び第十五条)を第十四条(第一号を除く。及び第十五条)を第十四条(第一号及び第二号)に、同法第十四条を同法第十四条(第一号)に、同条第一号を同条第一号に改め、(名称及び住所)の下に、同条第二項中「顧客」とあるのは「投資法人」とを加え、同法第十五条を同法第十五条(第一項)に、同条第三号を同条第三号に、同条第五号を同条第五号に改める。

第四十九条の十一中「第二十六条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第五十九条中「第二十六条第二項」を「第二十六条第二項及び第三項」に、第六項及び第七項を、及び第六項から第八項までに、第三十二條第一項並びに「第三十二條第一項及び第二項並びに」に、「第二十九條中」投資信託委託業者」とあるのは「外国投資信託の受益証券の発行者」と、を「第三項(第三十條第六項及び第三十三條第二項において準用する場合を含む。、第二十九條並びに」に、「同条第六項を「同条第七項に、(第一項及び前項)を「第一項及び第五項に、同条第七項を「同条第八項」に改め、第三十一條及び第三十二條第一項の下に並びに同条第二項において準用する第二十六條第三項を加える。

第二百四十八條第五号中「第二十八條」を「第二十八條第一項」に改め、同条第七号中「第三十

三條」を「第三十三條第一項」に改め、同条第十号中「第十四條」を「第十四條第一項」に、「第十五條」を「第十五條第一項」に改める。

第二百四十九條第四号中「第四十一條」を「第四十一條第一項」に改める。

(外国証券業者に関する法律の一部改正)

第三条 外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中「役員を兼ねる」との下に「同法第四十一條第二項中「前条第二項の規定」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四條第一項において準用する第四十條第二項の規定」とを、「特定法人等」との下に、同法第四十七條の二第二項中「第四十條第二項の規定」とあるのは「外国証券業者に関する法律第十四條第一項において準用する第四十條第二項の規定」とを加える。

第五十條第三号中「第四十條」を「第四十條第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第五十一條第二号中「第四十七條の二」を「第四十七條の二第一項」に改め、同条第三号中「第四十一條」を「第四十一條第一項」に改める。

(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正)

第四条 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十四條に次の一項を加える。

2 投資顧問業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該投資顧問業者は、当該書面を交付したものとみなす。

第十五條に次の二項を加える。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による書

面の交付について準用する。

3 前項において準用する前条第二項前段に規定する方法(内閣府令で定める方法を除く。)により第一項の規定による書面の交付に代えて行われた当該書面に記載すべき事項の提供は、顧客の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該顧客に到達したものとみなす。

第十六条に次の一項を加える。

2 第十四条第二項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

第二十三条第二項及び第三十一条第三項中「第十六条」を「第十六条第一項」に、「同条第一号」を「同項第一号」に改める。

第三十二条に次の一項を加える。

2 第十四条第二項の規定は、前項の規定による報告書の交付について準用する。

第三十三条中「第十四条(第三号を除く。)、第十五条」を「第十四条(第一項第三号を除く。)、第十五条第一項及び第二項」に、「第十四条中」を「第十四条第一項中」に、「第十五条中」を「第十五条第一項中」に、「同条第三号」を「同項第三号」に、「同条第五号」を「同項第五号」に、「第十六条中」を「第十六条第一項中」に、「同条第一号」を「同項第一号」に改める。

第五十六條第五号中「第十四条、第十五条又は第十六条」を「第十四条第一項、第十五条第一項又は第十六条第一項」に改め、同条第七号中「第三十二條」を「第三十二條第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

附則第三條第二項中「第十四条(第三号を除く。)」を「第十四条(第一項第三号を除く。)」に改める。

(金融先物取引法の一部改正)

第五條 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第四十四條の三第二項中「第六十九條中」を「第六十九條第一項中」に、「第七十四條中」を

「同条第二項中」「金融先物取引業者」とあるのは「銀行、証券取引法第二十一条第九項に規定する証券会社その他の政令で定める者金融先物取引所の会員等に限る。」と、第七十四條中」に改める。

第六十九條に次の一項を加える。

2 金融先物取引業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該金融先物取引業者は、当該書面を交付したものとみなす。

第七十一条に次の一項を加える。

2 第六十九條第二項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第二項中「顧客」とあるのは、「委託者」と読み替えるものとする。

第九十七條第二号中「第六十九條」を「第六十九條第一項」に、「第七十一条」を「第七十一条第一項」に改める。

(保険業法の一部改正)

第六條 保険業法(平成七年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第二百九十六條に次の一項を加える。

2 保険仲立人は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該保険仲立人は、当該書面を交付したものとみなす。

第三百九條第八項中「前各項」を「第一項及び第四項から前項まで」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第

二項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項第一号の場合において、保険会社は、同号の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該申込者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該保険会社は、当該書面を交付したものとみなす。

3 前項前段に規定する方法(内閣府令で定める方法を除く。)により第一項第一号の規定による書面の交付に代えて行われた当該書面に記載すべき事項の提供は、申込者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該申込者等に到達したものとみなす。

(資産の流動化に関する法律の一部改正)

第七條 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第三十八條中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 取締役は、前項の規定による資産流動化計画の謄本又は抄本の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該優先出資の申込者の承諾を得て、当該資産流動化計画の謄本又は抄本に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該取締役は、当該資産流動化計画の謄本又は抄本を交付したものとみなす。

第一百十條第六項中「特定社債」を「特定社債」に改め、「について」の下に、「第三十八條第五項の規定は特定社債の応募者から資産流動化計画の謄本又は抄本の交付の求めがあつた場合について、それぞれを加え、」同条を「同法第百

八十九條」に改め、「取締役」との下に、「同条中「前項」とあるのは「第一百十條第五項」とを加える。

第五百十條の四中「取扱」との下に、「同法第四十一条第二項中「前条第二項」とあるのは「証券取引法第四十條第二項」と、「前項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五十條の四において準用する証券取引法第四十一条第一項」とを加える。

第二百二十五條に次の一項を加える。

4 第三十八條第五項の規定は、特定目的信託契約の契約書の謄本又は抄本その他内閣府令で定める書類の交付について準用する。この場合において、同項中「取締役」とあるのは「受託信託会社等」と、「前項」とあるのは「第二百二十五條第二項及び第三項」と、「優先出資の申込者」とあるのは「受益証券の募集等の相手方」と、「資産流動化計画の謄本又は抄本」に記載すべき事項」とあるのは「特定目的信託契約の契約書の謄本又は抄本に記載すべき事項その他内閣府令で定める事項」と読み替えるものとする。

第二百三十八條中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。

(証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律の一部改正)

第八條 証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち、第二章の三の次に一章を加える改正規定(第二十七條の三十の九第三項に係る部分に限る。中「規定は」の下に、「第二十三條の十三第二項又は第四項の規定により交付しなければならない書面、第二十三條の十四第二項の規定により交付しなければならない書面」を、「公開買付説明書を含む。）」の下に「及び第二十七條の二十四の規定により交付しなければならない通知書」を加える。

附則第一条第一号中「及び同法第二章の三の次に一章を加える改正規定(第二十七条の三十の三第一項、第二十七条の三十の四第一項、第二十七条の三十の五、第二十七条の三十の九及び第二十七条の三十の十一に係る部分を除く。並びに附則第六条、第七條及び第四十六條、平成十三年六月一日を、第二十七條の二第二項、第二十七條の十第一項及び第二十七條の二十三第一項の改正規定、同法第二章の三の次に一章を加える改正規定(第二十七條の三十の九及び第二十七條の三十の十一に係る部分に限る。並びに附則第四十六條、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律(平成十二年法律第 号)の施行の日」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改める。

二 第一条中証券取引法第二章の三の次に一章を加える改正規定(第二十七條の三十の三第一項、第二十七條の三十の四第一項、第二十七條の三十の五、第二十七條の三十の九及び第二十七條の三十の十一に係る部分を除く。並びに附則第六條及び第七條、平成十三年六月一日

三 附則第八條 平成十三年六月一日から平成十四年六月一日までの範囲内において政令で定める日

附則第五條第二号及び第三号中「附則第一条第二号を、附則第一条第三号に、同条第四号中「附則第一条第三号に定める日」を、平成十四年六月一日から平成十五年六月一日までの範囲内において政令で定める日」に改める。

附則第五條の次に次の一条を加える。
第五條の二 平成十三年六月一日から平成十六年五月三十一日までの間は、第二十七條の三十の三第二項中「前二項の規定により行われた電子開示手続又は」とあるのは、前項の規定により行われた」と、同条第三項中「第一項又は第二項の規定により行われた電子開示手続

又は」とあるのは「第一項の規定により行われた」と、第二十七條の三十の四第二項中「前二項の規定により電子開示手続又は」とあるのは「前項の規定により」と、同条第三項中「前条第四項の規定は、前三項の規定により行われた電子開示手続又は」とあるのは「前条第三項の規定は、前二項の規定により行われた」と読み替えるものとする。

附則第八條中「附則第一条第二号を、附則第一条第三号」に改める。
(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)
第九條 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「第三項において」を「第四項において」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
3 第一項の場合において、旧特定目的会社の取締役は、旧資産流動化法第三十八條第四項又は第九十條第五項の規定による資産流動化計画の謄本又は抄本の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該優先出資の申込者又は特定社債の応募者の承諾を得て、当該資産流動化計画の謄本又は抄本に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該取締役は、当該資産流動化計画の謄本又は抄本を交付したものとみなす。

第二章 総務省関係
(電波法の一部改正)
第十條 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。
第九十九條の十一第一項第一号中「告知等」

の下に、第百二條の十四の二(情報通信の技術を利用する方法)を加える。
第百二條の十四の次に次の一条を加える。
(情報通信の技術を利用する方法)
第百二條の十四の二 指定無線設備小売業者は、前条第二項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該購入者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該指定無線設備小売業者は、当該書面を交付したものとみなす。

第百二條の十五第一項中「前条」を「第百二條の十四」に改める。
(下請代金支払遅延等防止法の一部改正)
第十一條 下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。
第三條の見出し中「交付」を「交付等」に改め、同条に次の一項を加える。
2 親事業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該下請事業者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて公正取引委員会規則で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該親事業者は、当該書面を交付したものとみなす。

第五條の見出し中「書類」を「書類等」に改め、同条中「記載した書類」を「記載し又は記録した書類又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)」に改める。

第十條中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第三條」を「第三條第一項」に改め、同条第二号中「書類」の下に「若しくは電磁的記録」を加える。
第三章 財務省関係
(たばこ耕作組合法の一部改正)
第十二條 たばこ耕作組合法(昭和三十三年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。
第十條第六項中「差し出さなければ」を「提出しなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。
この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。
第十條第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。
4 組合員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。

第二十三條に次の二項を加える。
2 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。
3 前項前段の電磁的方法(財務省令で定める方法を除く。)により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記

載すべき事項及び理由の提供は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記

合において、当該組合員は、当該書面を提出

第二十五条第二号中第十四条第二项」を第

かてきる。この場合において、当該譲受人は、自該譲受人との間にのみならず。

第四十二條第三号中「襄度正又よを」を「襄度正

若しくは「に、それに虚偽の記載をした」を「これに虚偽の記載をし、若しくは同条第三項(譲渡証及び譲受証並びに電磁的記録の保存に規定する電磁的記録に虚偽の記録をした)に改め、同条第四号中「第十八条第三項」を「第十八条第四項」に改め、「譲受証」の下に「並びに電磁的記録を加え、同条第十六号中「記載をした」を「記載をし、若しくは同条第三項(譲渡証及び譲受証並びに電磁的記録の保存に規定する電磁的記録に虚偽の記録をした)に改める。」

第四十二條の二第二号中「第十八条第二項」を「第十八条第三項」に改め、「譲受証」の下に「並びに電磁的記録を加え、同条第五号中「第三十条の十第二項」を「第三十条の十第三項」に改め、「譲受証」の下に「並びに電磁的記録を加える。」

(麻薬及び向精神薬取締法の一部改正)
第十八条 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第三十二條第一項中「除く」の下に「。次項において同じ」を加え、「の定める様式により作成し、押印した」を「で定めるところにより作成した」に、「且つ」を「かつ」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の麻薬業者は、同項の規定による譲受証の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該譲受人の承諾を得て、当該譲受証に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供を受けることができる。この場合において、当該麻薬業者は、当該譲受証の交付を受けたものとみなす。

3 第一項の譲受証若しくは譲渡証又は前項前段に規定する方法が行われる場合に当該方法

において作られる電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう)は、当該交付又は提供を受けた者において、交付又は提供を受けた日から二年間、保存しなければならない。

第七十條第八号中「又は」を「若しくは」に、「記載をした」を「記載をし、又は同条第三項に規定する電磁的記録に虚偽の記録をした」に改め、同条第九号中「第三十二條第二項」を「第三十二條第三項」に改める。

(生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正)
第十九条 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十三年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項中「各」一箇を「各々一個」に改め、同条第五項中「差し出さなければ」を「提出しなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

第十七條第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 組合員は、定款の定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ)により行うことができる。

的方法を加える。

第四十一條に次の二項を加える。

3 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

4 前項前段の電磁的方法(厚生労働省令で定める方法を除く)により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事に到達したものとみなす。

第四十九條第一項中「こえる」を「超える」に、「代る」を「代わる」に改め、同条第三項中「こえる」を「超える」に改め、同条第六項中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第五十二條の十第一項及び第五十六條中「第十七條第四項」を「第十七條第五項」に改める。

(薬事法の一部改正)
第二十條 薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第四十六條第一項中「若しくは販売業者」の下に「(第三項及び第四項において「薬局開設者等」という)を加え、「かつ、譲受人の署名又は記名押印のある」を「厚生労働省令で定めるところにより作成された」に改め、同条第三項中「文書」は、譲渡人において、「を」文書及び前項前段に規定する方法が行われる場合に当該方法において作られる電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう)は、当該交付又は提供を受けた薬局開設者等において、当該毒薬又は劇薬の」に改め、同項を同条第四項と

し、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の薬局開設者等は、同項の規定による文書の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該譲受人の承諾を得て、当該文書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供を受けることができる。この場合において、当該薬局開設者等は、当該文書の交付を受けたものとみなす。

第六十九條第一項及び第二項中「第四十六條第一項若しくは第三項」を「第四十六條第一項若しくは第四項」に改める。

第八十六條第一項第五号中「第三項」を「第四項」に改める。

第五章 農林水産省関係
(農業災害補償法の一部改正)

第二十一條 農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十八條第一項中「予め」を「あらかじめ」に、「以て」を「もつて」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

第十八條第一項の次に次の一項を加える。

農業共済団体の組合員は、定款の定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ)により行うことができる。

第二十三條第四項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第六項中「以て」を「もつて」に改め、同条第七項中「第四項まで」を「第五項ま

で」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第十八条第二項中「前項」とあるのは「第二十三條第六項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第二十三條第六項又は前項」と読み替へるものとする。

第二十六條第五項中「取消を求め訴を」を「取消しを求め訴え」に、「その取消を」を「その取消し」に改める。

第三十六條中「以て」を「もつて」に改め、同条に次の二項を加える。

前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、同項の規定による書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものと同みなす。

前項前段の電磁的方法（農林水産省令で定める方法を除く。）により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事に到達したものとみなす。

第三十七條中「前条」を「前条第一項」に改める。

第四百七十七條第五号中「第三十六條を」第三十六條第一項に改める。

（水産業協同組合法の一部改正）

第二十二條 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十五條の二第三項中「第五項」を「第七項」に改め、同条中第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 前項の場合において、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信

の技術を利用する方法であつて農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による同意に代えて、当該資源管理規程についての同意を当該電磁的方法により得ることができる。この場合において、当該組合は、当該書面による同意を得たものとみなす。

5 前項前段の電磁的方法（農林水産省令で定める方法を除く。）により得られた当該資源管理規程についての同意は、組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該組合に到達したものとみなす。

第十七條第三項中「前二項」を「前三項」に、「共に」を「ともに」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による同意に代えて、当該漁業を営むことについての同意を当該電磁的方法により得ることができる。この場合において、当該組合は、当該書面による同意を得たものとみなす。

第二十一條第一項ただし書中「本章」を「この章」に改め、同条第五項に後段として次のように加える。

この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

第二十一條中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 組合員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行う

ことができる。

第四十七條の三に次の二項を加える。

3 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

4 前項前段の電磁的方法（第十五條の二第五項の農林水産省令で定める方法を除く。）により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事に到達したものとみなす。

第五十二條第一項及び第三項ただし書中「こえるを」を「超える」に改め、同条第六項中「同条第四項を」を「同条第五項」に改める。

第七十七條中「第四十七條の三第二項の下に」から第四項までを加える。

第八十八條第一項中「第二項から第五項まで」を「第二項から第六項まで」に改め、同条第二項中「第四十七條の三第二項の下に」から第四項までを加える。

第八十九條第一項ただし書中「本章」を「この章」に改め、同条第三項中「第五項まで」を「第六項まで」に改める。

第九十八條第二項中「第二項から第五項まで」を「第二項から第六項まで」に改める。

第二百三十三條第一項第三号中「第十七條第三項」を「第十七條第四項」に改める。

（漁業法の一部改正）

第二十三條 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第八條第三項中「除き」を「除き、」に、「行なうを」を「行う」に改め、同条第五項中「第三項の」を「第三項から第五項までの」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第四項を第六項とし、第

三項の次に次の二項を加える。

4 前項の場合において、水産業協同組合法第二十一條第三項（同法第八十九條第三項において準用する場合を含む。）の規定により電磁的方法（同法第十五條の二第四項に規定する電磁的方法をいう。）により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による同意に代えて、当該漁業権行使規則についての同意を当該電磁的方法により得ることができる。この場合において、当該漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、当該書面による同意を得たものとみなす。

5 前項前段の電磁的方法（水産業協同組合法第十五條の二第五項の農林水産省令で定める方法を除く。）により得られた当該漁業権行使規則についての同意は、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に到達したものとみなす。

（農業委員会等に関する法律の一部改正）

第二十四條 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第四十二條第五項に後段として次のように加える。

この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが会則で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

第四十二條中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 会議員は、会則の定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の

技術を利用する方法であつて農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。により行うことができる。

第四十八條に次の一項を加える。

3 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが会則で定められているときは、当該書面での請求に代えて、当該書面で示すべき事項を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該議員は、当該書面での請求を行ったものとみなす。

第六十一條第一項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第五項に後段として次のように加える。

この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

第六十一條第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 会員は、定款の定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。

第七十二條に次の一項を加える。

4 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面での請求に代えて、当該書面で示すべき事項を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該議員は、当該書面での請求を行ったものとみなす。

(漁船損害等補償法の一部改正)

第二十五條 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十六條第七項中「第二十九條第二項及び第

三項並びに」を「第二十九條第二項から第四項まで及び」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第二十九條第二項中「前項」とあるのは「第十六條第六項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十六條第六項又は前項」と読み替へるものとする。

第二十九條第三項に後段として次のように加える。

この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

第二十九條第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 組合員は、定款の定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。

第三十五條に次の二項を加える。

2 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

3 前項前段の電磁的方法(農林水産省令で定める方法を除く。)により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事に到達したものとみなす。

第三十六條中「前条」を「前条第一項」に、「事由を理由」に改める。

第四十條第四項中「附さなければ」を「付さなければ」に、「第三十五條」を「第三十五條第一項」に改め、同条第五項中「写」を「写し」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第三十八條第二項中、「第二十一條第二項及び第二十九條第一項」を「及び第二十一條第二項」に改め、「同条第六項」の下に「及び第七項の規定で準用する第二十九條第三項」を加え、「第二十九條第一項及び第十六條第七項の規定で準用する第二十九條第二項中「議決権」とあるのは「議決権又は選挙権」とを削る。

第四十五條第六号中「第三十五條」を「第三十五條第一項」に改める。

(中小漁業融資保証法の一部改正)

第二十六條 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)の一部を次のように改正する。

第十三條第四項に後段として次のように加える。

この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

第十三條第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 会員は、定款の定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。

第二十九條に次の二項を加える。

2 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているとき

は、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該会員は、当該書面を提出したものとみなす。

3 前項前段の電磁的方法(主務省令で定める方法を除く。)により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事に到達したものとみなす。

第三十條中「前条」を「前条第一項」に改める。第三十四條第二項ただし書中「但し」を「ただし」に、「基く」を「基づく」に改め、同条第四項中「第二十九條」を「第二十九條第一項」に改め、同条第五項中「写」を「写し」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第四十八條第三項中「引受」を「引受け」に改め、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項中「引受」を「引受け」に、「且つ」を「かつ」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による出資の引受けに代えて、出資の引受けを当該電磁的方法により行うことができる。この場合において、当該発起人及び当該会員たる資格を有する者は、当該書面による出資の引受けをしたものとみなす。

5 前項前段の電磁的方法(第二十九條第三項の主務省令で定める方法を除く。)により行われた出資の引受けは、発起人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該発起人に到達したものとみなす。

第八十六條第六号中「第二十九條」を「第二十九條第一項」に改める。

(輸出水産業の振興に関する法律の一部改正)
第二十七条 輸出水産業の振興に関する法律(昭和二十九年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「各々」を「各々」に改め、同条第五項中「差し出さなければを」提出しなれば」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。
第十二条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 組合員は、定款の定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。

(農業信用保証保険法の一部改正)
第二十八条 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。
第十七条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 会員は、定款で定めるところにより、前項

の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。

第二十四条中第六項を第八項とし、第三項から第五項までを二項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の二項を加える。

3 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による出資の引受けに代えて、出資の引受けを当該電磁的方法により行うことができる。この場合において、当該発起人及び当該会員たる資格を有する者は、当該書面による出資の引受けをしたものとみなす。

4 前項前段の電磁的方法(主務省令で定める方法を除く。)により行われた出資の引受けは、発起人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該発起人に到達したものとみなす。

第三十八条に次の二項を加える。

2 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該会員は、当該書面を提出したものとみなす。

3 前項前段の電磁的方法(第二十四条第四項の主務省令で定める方法を除く。)により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事に到達したものとみなす。

第三十九条中「行なう」を「行う」に、「前条」を「前条第一項」に改める。
第七十四条中「一」を「いずれかに」に改め、

同条第八号中「第三十八条」を「第三十八条第一項」に改める。

(漁業災害補償法の一部改正)
第二十九条 漁業災害補償法(昭和二十九年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。
第十六条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 組合員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。

第三十一条に次の二項を加える。
2 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

3 前項前段の電磁的方法(農林水産省令で定める方法を除く。)により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事に到達したものとみなす。

第三十二条中「行なう」を「行う」に、「前条」を「前条第一項」に改める。

第四十五条中第七項を第九項とし、第四項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の二項を加える。

4 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による出資の引受けに代えて、出資の引受けを当該電磁的方法により行うことができる。この場合において、当該組合員たる資格を有する者は、当該書面による出資の引受けをしたものとみなす。

5 前項前段の電磁的方法(第三十一条第三項の農林水産省令で定める方法を除く。)により行われた出資の引受けは、発起人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該発起人に到達したものとみなす。

第二百条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第七号中「第三十一条」を「第三十一条第一項」に改める。

(海洋水産資源開発促進法の一部改正)
第三十条 海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第十二条の五第一項第二号中「次項第二号」を「第四項第二号」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「第三項まで」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項第二号中「前項第二号」を「第一項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の場合において、水産業協同組合法第二十一条第三項の規定により電磁的方法(同法第十五条の二第四項に規定する電磁的方法をいう。)により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による同意に代えて、前項各号に掲げる事項についての同意を当該電磁的方法により得ることができる。この場合において、当該漁業協同組合は、当該書面による同意を得たものとみなす。

3 前項前段の電磁的方法(水産業協同組合法第十五条の二第五項の農林水産省令で定める方法を除く。)により得られた第一項各号に掲げる事項についての同意は、漁業協同組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該漁業協同組合に到達したものとみなす。

(沿岸漁場整備開発法の一部改正)

第三十一条 沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第九条第三項に後段として次のように加える。

この場合においては、第二項及び第三項の規定を準用する。

第九条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の場合において、水産業協同組合法第二十一条第三項の規定により電磁的方法(同法第十五条の二第四項に規定する電磁的方法をいう。)により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による同意に代えて、当該育成水面の区域及び育成水面利用規則についての同意を当該電磁的方法により得ることができる。この場合において、当該漁業協同組合は、当該書面による同意を得たものとみなす。

3 前項前段の電磁的方法(水産業協同組合法第十五条の二第五項の農林水産省令で定める方法を除く。)により得られた当該育成水面の区域及び育成水面利用規則についての同意は、漁業協同組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該漁業協同組合に到達したものとみなす。

(森林組合法の一部改正)

第三十二条 森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「前項」を「第一項」に改

め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。)により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による同意に代えて、同項の事業を行うことについての同意を当該電磁的方法により得ることができる。この場合において、当該出資組合は、当該書面による同意を得たものとみなす。

第三十一条第六項に後段として次のように加える。

この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

第三十一条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 組合員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。

第五十九条に次の二項を加える。

3 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

4 前項前段の電磁的方法(農林水産省令で定める方法を除く。)により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ

の記録がされた時に当該理事に到達したものとみなす。

第六十五条第五項中「第三十一条第五項」を「第三十一条第六項」に改める。

第七十七条第八項中「第七十七条第七項」との下に、同条第五項中「前二項」とあるのは「第七十七条第七項又は前項」とを加える。

第九十二条中「第五十九条第二項」の下に「から第四項まで」を加える。

第一百条第一項中「第六項まで」を「第七項まで」に改め、同条第二項中「第五十九条第三項」の下に「から第四項まで」を加え、同条第三項中「第六項まで」を「第七項まで」に改め、「第七十七項」と「の下に」、同条第五項中「前二項」とあるのは「第一百条第三項において準用する第七十七項第七項又は前項」とを加える。

第七十九條第七項又は前項」とを加える。

第九十九條第二項中「第六項まで」を「第七項まで」に改める。

(持続的養殖生産確保法の一部改正)

第三十三条 持続的養殖生産確保法(平成十一年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「次項」を「第四項」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「から第三項まで」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の場合において、水産業協同組合法第二十一条第三項の規定により電磁的方法(同法第十五条の二第四項に規定する電磁的方法をいう。)により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による同意に代えて、当該漁業協同組合又は人漁権行使規則の変更についての同意を当該電磁的方法により得ることができる。この場合において、当該漁業協同組合は、当該書面による同意を得たものとみなす。

3 前項前段の電磁的方法(水産業協同組合法

第十五条の二第五項の農林水産省令で定める方法を除く。)により得られた当該漁業協同組合又は人漁権行使規則の変更についての同意は、漁業協同組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該漁業協同組合に到達したものとみなす。

第六章 経済産業省関係

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第三十四条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「各々」を「各々」に改め、同条第五項中「差し出さなければ」を「提出しなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

第十一条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 組合員は、定款の定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。

第三十六条の三第二項中「書面」の下に「又は電磁的方法」を加える。

第四十七条に次の二項を加える。

3 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合におい

て、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

4 前項前段の電磁的方法(主務省令で定める方法を除く)により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、理事会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事会に到達したものとみなす。

第五十五条第一項中「こえる」を「超える」に、「代る」を「代わる」に改め、同条第三項中「こえる」を「超える」に改め、同条第六項中「同条第四項を」同条第五項に改める。

第六十九条中「第四十七条第二項」の下に「から第四項まで」を加える。

第七十七条第一項中「各々」を「各々」に改め、同条第二項中「各々」を「各々」に、「こえない」を「超えない」に改め、同条第七項中「差し出さなければ」を「提出しなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

第七十七条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 会員は、定款の定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。

第八十二条の十第三項中「当る」を「当たる」に改め、同条第四項中「については、第四十七条第二項」の下に「から第四項まで」を、「において、第四十七条第二項」の下に「及び第四項」を加える。

第八十二条の十一第一項中「こえる」を「超える」に、「代る」を「代わる」に改め、同条第二項中「第七十七条第五項」を「第七十七条第六項」に改める。

第八十二条の十八中「第四十七条第二項」の下に「から第四項まで」を加える。

(商工会議所法の一部改正)

第三十五条 商工会議所法(昭和二十八年法律第百四十三号)の一部を次のように改正する。

第十七条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、電磁的方法により表決権又は選挙権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

第十七条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 会員は、定款の定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする表決権又は選挙権の行使に代えて、表決権又は選挙権を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ)により行うことができる。

第二十三条第一項中「各々」を「各々」に改め、同条第三項中「及び第四項」を、第三項及び第五項に改める。

第二十四条第二項中「少くとも」を「少なくとも」に改め、同条第五項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第七項中「各々」を「各々」に改め、同条第八項中「第四項まで」を「第五項まで」に改める。

第四十五条第一項中「少くとも」を「少なくとも」に改め、同条第四項中「少くとも」を「少なくとも」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 前項の場合において、電磁的方法により表決権又は選挙権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該議員は、当該書面を提出したものとみなす。

5 前項前段の電磁的方法(経済産業省令で定める方法を除く)により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、会頭の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該会頭に到達したものとみなす。

第四十八条第一項及び第二項中「定」を「定め」に、「外」を「ほか」に改め、同条第三項中「各々」を「各々」に改め、同条第四項中「第四十五条第四項」を「第四十五条第六項」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第五十条中「第四項まで」を「第五項まで」に改める。

第六十七条第二項中「少くとも」を「少なくとも」に、「一箇月」を「一月」に改め、同条第三項中「第四項まで」を「第五項まで」に改める。

第七十三条第三項中「左に」を「次に」に、「定」を「定め」に、「外」を「ほか」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第四項中「左に」を「次に」に改め、同条第五項中「第十七条第二項から第四項まで」を「第十七条第二項から第五項まで」に改める。

第七十四条第三項中「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「附議を、付議」に改め、同条第四項中「各々」を「各々」に改め、同条第五項中「第四項まで」を「第五項まで」に改める。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正)

第三十六条 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十一年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

め、同条第二項中「第五項まで」を「第六項まで」に改める。

第三十六条第一項中「各々」を「各々」に改め、同条第二項中「第五項まで」を「第六項まで」に改める。

(商工会法の一部改正)

第三十七条 商工会法(昭和三十五年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、電磁的方法により議決権又は選挙権を行使することが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

第十五条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 会員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権又は選挙権の行使に代えて、議決権又は選挙権を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ)により行使することができる。

第四十二条第三項中「前項」を「第二項」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前項の場合において、電磁的方法により議決権又は選挙権を行使することが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。

この場合において、当該会員は、当該書面を提出したものとみなす。

4 前項前段の電磁的方法(経済産業省令で定める方法を除く)により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、会長の使

用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該会長に到達したものとみなす。

(割賦販売法の一部改正)

第三十八条 割賦販売法(昭和三十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「者(以下この項及び次項、次条の下に、第四条の二(第二十九條の四第一項において準用する場合を含む。))を加え、同条第三項第一号中「及び第三十條」を、第三十條及び第三十條の六において準用する第四條の二に改める。

第四条の前の見出しを削り、同条に見出しとして(書面の交付)を付する。

第四条の三を第四条の四とする。

第四条の二に見出しとして(営業所等以外の場所における割賦販売に係る書面の交付)を付し、同条第一項中「前条第一項各号」を「第四条第一項各号」に、「前条第一項第四号」を「第四条第一項第四号」に、「前条第二項各号」を「第四条第二項各号」に改め、同項ただし書中「前条第一項」を「第四条第一項」に、「前条第二項」を「第四条第二項」に改め、同条を「第四条の三」とし、第四条の次に次の一条を加える。

(情報通信の技術を利用する方法)
第四条の二 割賦販売業者は、第三條第二項若しくは第三項又は前条各項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該割賦販売業者は、当該書面を交付したものとみなす。

2 前項前段に規定する方法(経済産業省令で定める方法を除く。)により前条第一項又は第

二項の規定による書面の交付に代えて行われた当該書面に記載すべき事項の提供は、購入者又は役務の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該購入者又は役務の提供を受ける者に到達したものとみなす。

第二十九條の四第一項中「第四条の二」を「第四条の二及び第四条の三の二」に、「第四条の三及び」を「第四条の四及び」に、「第四条の二第一項」を「第四条の二第一項中、第三條第二項若しくは第三項又は前条各項」とあるのは、第二十九條の二第二項若しくは第三項又は第二十九條の三各々と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「第二十九條の三各々と、第四条の三第一項」に、「前条第一項各号」を「第四条第一項各号」に、「前条第二項各号」を「第四条第二項各号」に、「前条第一項の二」を「第四条第二項の二」に、「前条第二項の二」を「第四条第二項の二」に改める。

第三十條の六中「第四条の二」を「第四条の二の規定は割賦購入あつせん業者、割賦購入あつせん関係販売業者又は割賦購入あつせん関係役務提供事業者は、第四條の三の二に、「第四條の三の二」を「第四條の四の二」に、「第四條の二第一項」を「第四條の二第一項中、第三條第二項若しくは第三項又は前条各項」とあるのは「第三十條第一項若しくは第三項又は第三十條の二各々と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「第三十條の二第四項又は第五項」と、第四条の三第一項」に、「前条第一項各号」を「第四条第一項各号」に、「前条第二項各号」を「第四条第二項各号」に、「前条第一項の二」を「第四条第二項の二」に、「前条第二項の二」を「第四条第二項の二」に、「前条第三項各号列記以外の部分」を「第四条の四第一項各号列記以外の部分」

に改める。

第三十六條中「第四条の三第一項」を「第四条の四第一項」に改める。

第五十三條第三号中「第四条の二第一項本文」を「第四条の三第一項本文」に改める。

(商店街振興組合法の一部改正)
第三十九條 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十一條第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条第五項中「差し出さなければ」を「提出しなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

第二十一條第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項を「前二項」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 組合員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。

第四十八條第二項中「書面」の下に「又は電磁的方法」を加える。

第五十八條に次の二項を加える。

3 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものと

とみなす。

4 前項前段の電磁的方法(経済産業省令で定める方法を除く。)により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、理事会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事会に到達したものとみなす。

第七十八條中「第五十八條第二項の下に」から第四項までを加える。

(訪問販売等に関する法律の一部改正)

第四十條 訪問販売等に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第八條ただし書中「請求により」を「請求により、」に、「交付する」を「交付し、又はこれらの事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。を)遅滞なく提供する」に改める。

第九條に次の一項を加える。

2 販売業者又は役務提供事業者は、前項本文の規定による書面による通知に代えて、政令で定めるところにより、当該申込みをした者の承諾を得て、当該通知すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該販売業者又は役務提供事業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

第九條の二中「前三條」を「第八條、第八條の二又は前条第一項」に改める。

第九條の三第一項中「第八條から第九條まで」を「第八條、第八條の二又は第九條第一項」に改める。

第二十三條第四号中「第九條」を「第九條第一項」に改める。

(商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正)

第四十一条 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「説明した報告書」を「説明し又は記録した報告書又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(情報通信の技術を利用する方法)

第十八条の二 商品投資販売業者は、第十六条若しくは第十七条の規定による報告書の交付又は前条第一項の規定による報告書の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面又は報告書に記載すべき概要又は事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該商品投資販売業者は、当該書面又は報告書を交付したものとみなす。

2 前項前段に規定する方法(主務省令で定める方法を除く。)により第十七条の規定による書面の交付に代えて行われた当該書面に記載すべき事項の提供は、顧客の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該顧客に到達したものとみなす。

第四十三条中「第十四条」の下に、「第十八条の二第一項を、」において「の下に」、第十八条の二第一項中「第十八条若しくは第十七条」とあるのは「第三十五条、第三十六条若しくは第三十八条」と、「前条第一項」とあるのは「第三十七条」とを加え、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

第四十六条中「第十九条まで」を「第十八条まで、第十八条の二(第四十三条において準用する場合を含む。)、第十九条」に改め、「第十八条まで」の下に、「第十八条の二(第四十三条において準用する場合を含む。)」を加える。

第五十五条第五号中「報告書」の下に「若しくは電磁的記録」を加え、「記載しないを」記載し若しくは記録しないに、「記載の」を「記載若しくは記録の」に改める。

(ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律の一部改正)

第四十二条 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律(平成四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

(情報通信の技術を利用する方法)

第五条の二 会員制事業者又は会員契約代行者は、前条各項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該顧客又は会員の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該会員制事業者又は会員契約代行者は、当該書面を交付したものとみなす。

2 前項前段に規定する方法(経済産業省令で定める方法を除く。)により前条第二項の規定による書面の交付に代えて行われた当該書面に記載すべき事項の提供は、会員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該会員に到達したものとみなす。

第十条中「前条まで」を「第五条まで若しくは第六条から前条まで」に改める。

第十一条第一項中「第九条まで」を「第五条まで若しくは第六条から第九条まで」に改める。

(特定債権等に係る事業の規制に関する法律の一部改正)

第四十三条 特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第五十八条第五号中「次条第一項」を「第五十九条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(情報通信の技術を利用する方法)

第五十八条の二 小口債権販売業者は、前二条の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき概要又は事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該小口債権販売業者は、当該書面を交付したものとみなす。

2 前項前段に規定する方法(主務省令で定める方法を除く。)により前条の規定による書面の交付に代えて行われた当該書面に記載すべき事項の提供は、顧客の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該顧客に到達したものとみなす。

第五十九条第一項中「前条」を「第五十八条」に改める。

第六十九条中、「第五十八条」を「から第五十八条の二まで」に改める。

第七章 国土交通省関係

(建設業法の一部改正)

第四十四条 建設業法(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十九条に次の一項を加える。

3 建設工事の請負契約の当事者は、前二項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該

各項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講ずることができ、この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。

第十九条の二第一項中「方法」を「方法第三項において「現場代理人に関する事項」という。」に改め、同条第二項中「方法」を「方法第四項において「監督員に関する事項」という。」に改め、同条に次の二項を加える。

3 請負人は、第一項の規定による書面による通知に代えて、政令で定めるところにより、同項の注文者の承諾を得て、現場代理人に関する事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより通知することができる。この場合において、当該請負人は、当該書面による通知をしたものとみなす。

4 注文者は、第二項の規定による書面による通知に代えて、政令で定めるところにより、同項の請負人の承諾を得て、監督員に関する事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより通知することができる。この場合において、当該注文者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

第二十二條に次の一項を加える。

4 発注者は、前項の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項の元請負人の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより、同項の承諾をする旨の通知をすることができる。この場合において、当該発注者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。

第二十三条に次の一項を加える。

2 注文者は、前項ただし書の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項ただし書の規定により下請負人を選定する者の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより、同項ただし書の承諾をする旨の通知をすることができる。この場合において、当該注文者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。

(測量法の一部改正)

第四十五条 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第五十六条の二に次の一項を加える。

3 注文者は、前項の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項の元請負人の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより、同項の承諾をする旨の通知をすることができる。この場合において、当該注文者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。

第五十六条の四に次の一項を加える。

2 注文者は、前項ただし書の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項ただし書の規定により下請負人を選定する者の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより、同項ただし書の承諾をする旨の通知をすることができる。この場合において、当該注文者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。

(建築士法の一部改正)

第四十六条 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第二十条第三項中「前項を」第二項に改め、

「報告書」の下に「(前項前段に規定する方法により報告が行われた場合にあつては、当該報告の内容)を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 建築士は、前項の規定による文書での報告に代えて、政令で定めるところにより、当該建築士の承諾を得て、当該結果を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより報告することができる。この場合において、当該建築士は、当該文書での報告をしたものとみなす。

2 第二十条第三項の規定は、前項の規定による建築士事務所の開設者による書面の交付について準用する。この場合において、同条第三項中「当該結果」とあるのは「当該書面に記載すべき事項」と、「報告する」とあるのは「通知する」と読み替へるものとする。

(宅地建物取引業法の一部改正)

第四十七条 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)の一部を次のように改正する。

第四十一条に次の一項を加える。

5 宅地建物取引業者は、次の各号に掲げる措置に代えて、政令で定めるところにより、第一項に規定する買主の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該各号に掲げる措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講じることができる。この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、当該各号に掲げる措置を講じたものとみなす。

一 第一項第一号に掲げる措置のうち、当該保証委託契約に基づいて当該銀行等が手付金等の返還債務を連帯して保証することを

約する書面を買主に交付する措置

二 第一項第二号に掲げる措置のうち、保険証券に代わるべき書面を買主に交付する措置

第四十一条の二に次の一項を加える。

6 宅地建物取引業者は、次の各号に掲げる措置に代えて、政令で定めるところにより、第一項に規定する買主の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該各号に掲げる措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講じることができる。この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、当該各号に掲げる措置を講じたものとみなす。

一 第一項第一号に掲げる措置のうち、当該手付金等寄託契約を証する書面を買主に交付する措置

二 第一項第二号に掲げる措置のうち、当該質権設定契約を証する書面を買主に交付する措置

(旅行業法の一部改正)

第四十八条 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条の四に次の一項を加える。

3 旅行業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、旅行者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該旅行業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

2 旅行業者等は、前項の規定により書面を交付する措置に代えて、政令で定めるところにより、旅行者の承諾を得て、同項の国土交通省令で定める事項を通知する措置又は当該旅行

行に関するサービスの提供を受ける権利を取得させる措置であつて国土交通省令で定めるものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより講ずることができる。この場合において、当該旅行業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

(積立式宅地建物販売業法の一部改正)

第四十九条 積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第三十四条に次の二項を加える。

3 積立式宅地建物販売業者は、第一項の規定による積立式宅地建物販売契約の交付に代えて、政令で定めるところにより、同項に規定する積立式宅地建物販売の相手方の承諾を得て、当該積立式宅地建物販売契約に記載された事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該積立式宅地建物販売業者は、当該積立式宅地建物販売契約を交付したものとみなす。

4 積立式宅地建物販売業者は、第二項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、同項に規定する積立式宅地建物販売の契約の相手方の承諾を得て、同項各号に掲げる事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより通知することができる。この場合において、当該積立式宅地建物販売業者は、当該書面を交付したものとみなす。

(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の一部改正)

第五十条 建設工事に係る資材の再資源化等に関

する法律(平成十二年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「次項を」以下この条に改め、同条に次の一項を加える。

3 対象建設工事の請負契約の当事者は、前二項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該各項の規定による措置に準ずるものとして主務省令で定めるものを講ずることができ、この場合において、当該主務省令で定める措置を講じたものは、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。

第十八条に次の一項を加える。

3 対象建設工事の元請業者は、第一項の規定による書面による報告に代えて、政令で定めるところにより、同項の発注者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものにより通知することができる。この場合において、当該元請業者は、当該書面による報告をしたものとみなす。

第四十四条第二項中「第十三条第一項」の下に「及び第三項」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第八条及び附則第四条の規定 公布の日
- 二 第十條中電波法第九十九条の十一第一項第一号の改正規定 平成十三年一月六日

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

(漁業協同組合合併促進法の一部改正)

第三条 漁業協同組合合併促進法(昭和四十二年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項及び附則第四項中「第八条第五項を」第八条第七項に改める。

(訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 訪問販売等に関する法律(平成十二年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち、訪問販売等に関する法律第二十三條第四号の改正規定中「第九条を」第九条

第一項に、「第十三條を」第十三條第一項に改め、同法第九条の三第一項の改正規定中「第

八條から第九條までを」第八條、第八條の二又

は第九條第一項に、「第十一條から第十三條まで」を「第十一條、第十二條又は第十三條第一

項」に改め、同法第九条の二の改正規定中「違反した」を「第八條、第八條の二を」第十一

條、第十二條に、「違反した」に改める。

第二条のうち、割賦販売法第四條の二第二項の改正規定中「第四條の二第二項を」第四條の

三第二項に改め、同法第四條の三第八項の改正規定中「第四條の三第八項」を「第四條の四第

八項」に改め、同法第八條の改正規定中「第四條の三」を「第四條の四」に改める。

審査報告書

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十二年十一月十六日

国土・環境委員長 溝手 顕正
参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めるとともに、情報の公表、不正行為等に対する措置及び施工体制の適正化の措置を講じ、併せて適正化指針の策定等の制度を整備すること等により、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図ろうとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、適正化指針の策定等その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、国民の負担による公共工事の受注者の選定に關し、国民の疑惑を招かぬよう努め、談合、贈収賄等の不正行為の根絶に向けて、厳重な監督処分、指名停止の運用基準の見直し等を行うこと。

二、一般競争入札における審査体制の整備、指名競争入札における指名基準の公表等公共工事の入札及び契約制度について更なる改善を推進すること。

三、入札予定価格の公表の在り方については、今後の検討課題とし、少なくとも事後公表を行うよう努め、地方公共団体においては事前公表を行える旨を明確にすること。

四、発注者は、入札参加者に対し、対象工事に係る入札金額と併せてその明細を提出させるよう努めること。

五、公共工事の入札及び契約に關して監視や苦情処理等を行う第三者機関については、実効を

伴った効果的な活動がなされるよう努めること。

六、不良業者を排除する一方で、技術と経営に優れた企業の育成に努め、地域の雇用と経済を支える優良な中小・中堅建設業者の受注機会が確保されるよう配慮することともに、建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われるよう努めること。

七、施工体制台帳の活用等により、元請企業等と下請企業の契約関係の適正化・透明化に努めること。

八、いわゆるダンピング受注は、手抜き工事、下請へのしわ寄せ等につながりやすく、また、建設業の健全な発達を阻害するので的確に排除し、公共工事の品質の確保を図ること。

九、公共工事の入札及び契約全般について事務の簡素化・効率化及び競争性・透明性の一層の確保等を図る観点から、IT化を促進するよう努めること。

十、公共工事の入札及び契約制度の改善を進めるに当たっては、公共工事の太宗を占める地方公共団体における改善の徹底を図るとともに、規模の小さい市町村等に関しては、その実情を勘案して、執行体制の確保を図るための必要な助言を行うなど、適切な支援措置を講ずること。右決議する。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十二年十一月九日

衆議院議長 綿貫 民輔
参議院議長 井上 裕殿

(小字は衆議院修正)

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律案

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第三条)	
第二章 情報の公表(第四条—第九条)	
第三章 不正行為等に対する措置(第十条—第十四条)	
第四章 施工体制の適正化(第十五条—第十八条)	
第五章 適正化指針(第十九条—第二十条)	
第六章 国による情報の収集、整理及び提供等(第二十一条—第二十三条)	
附則	
第一章 総則	

第一条 この法律は、国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めるとともに、情報の公表、不正行為等に対する措置及び施工体制の適正化の措置を講じ、併せて適正化指針の策定等の制度を整備すること等により、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特殊法人等」とは、法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けない法人を除く)、特別の法律により設立され、かつ、その設立に關し行政官庁の認可を要する法人又は独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第六條において同じ。)

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律案

うち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する法人であつて政令で定めるものをいう。

一 資本金の二分の一以上が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人であること。

二 その設立の目的を実現し、又はその主たる業務を遂行するため、計画的かつ継続的に建設工事(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条第一項に規定する建設工事をいう。次項において同じ。)の発注を行う法人であること。

2 この法律において「公共工事」とは、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事をいう。

3 この法律において「建設業」とは、建設業法第二条第二項に規定する建設業をいう。

4 この法律において「各省各庁の長」とは、財政法(昭和二十一年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

(公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項)

第三条 公共工事の入札及び契約については、次に掲げるところにより、その適正化が図られなければならない。

一 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されること。

二 入札に参加しようとし、又は契約の相手方にならうとする者の間の公正な競争が促進されること。

三 入札及び契約からの不正行為の排除が徹底されること。

四 契約された公共工事の適正な施工が確保されること。

第二章 情報の公表

(国による情報の公表)
第四条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、毎年度、当該年度の公共工事の発注の見

通しに関する事項で政令で定めるものを公表しなければならない。

2 各省各庁の長は、前項の見通しに関する事項を変更したときは、政令で定めるところにより、変更後の当該事項を公表しなければならない。

第五条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一 入札者の商号又は名称及び入札金額、落札者の商号又は名称及び落札金額、入札の参加者の資格を定めた場合における当該資格、指名競争入札における指名した者の商号又は名称その他の政令で定める公共工事の入札及び契約の過程に関する事項

二 契約の相手方の商号又は名称、契約金額その他の政令で定める公共工事の契約の内容に関する事項

(特殊法人等による情報の公表)
第六条 特殊法人等の代表者(当該特殊法人等が独立行政法人である場合にあつては、その長以下同じ。)は、前二条の規定に準じて、公共工事の入札及び契約に関する情報を公表するため必要な措置を講じなければならない。

(地方公共団体による情報の公表)
第七条 地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎年度、当該年度の公共工事の発注の見通しに関する事項で政令で定めるものを公表しなければならない。

2 地方公共団体の長は、前項の見通しに関する事項を変更したときは、政令で定めるところにより、変更後の当該事項を公表しなければならない。

第八条 地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一 入札者の商号又は名称及び入札金額、落札者の商号又は名称及び落札金額、入札の参加

者の資格を定めた場合における当該資格、指名競争入札における指名した者の商号又は名称その他の政令で定める公共工事の入札及び契約の過程に関する事項

二 契約の相手方の商号又は名称、契約金額その他の政令で定める公共工事の契約の内容に関する事項

第九条 前二条の規定は、地方公共団体が、前二条に規定する事項以外の公共工事の入札及び契約に関する情報の公表に關し、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

第三章 不正行為等に対する措置

(公正取引委員会への通知)
第十条 各省各庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体の長(以下「各省各庁の長等」という。は、それぞれ国、特殊法人等又は地方公共団体(以下「国等」という。)が発注する公共工事の入札及び契約に關し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第三条又は第八條第一項第一号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事への通知)
第十一条 各省各庁の長等は、それぞれ国等が発注する公共工事の入札及び契約に關し、当該公共工事の受注者である建設業者(建設業法第二条第三項に規定する建設業者をいう。)に次の各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知しなければならない。

一 建設業法第二十八條第一項第三号、第四号又は第六号から第八号までのいずれかに該当すること。

二 第十三條第一項若しくは第二項、同條第三

項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の七第四項、同条第一項若しくは第二項又は同法第二十六条若しくは第二十六條の二の規定に違反したことを。

第四章 施工体制の適正化

(一括下請負の禁止)

第十二条 公共工事については、建設業法第二十二條第三項の規定は、適用しない。

(施工体制台帳の提出等)

第十三条 公共工事の受注者(建設業法第二十四条の七第一項の規定により同項に規定する施工体制台帳以下単に「施工体制台帳」という。)を作成しなければならないこととされているものに限る。は、作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを発注者に提出しなければならない。この場合においては、同条第三項の規定は、適用しない。

2 前項の公共工事の受注者は、発注者から、公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者(次条において「施工技術者」という。)の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

3 第一項の公共工事の受注者についての建設業法第二十四条の七第四項の規定の適用については、同項中「見やすい場所」とあるのは、「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」とする。

(各省各庁の長等の責務)

第十四条 公共工事を発注した国等に係る各省各庁の長等は、施工技術者の設置の状況その他の工事現場の施工体制を適正なものとするため、当該工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検その他の必要な措置を講じなければならない。

第五章 適正化指針

(適正化指針の策定等)

第十五条 国は、各省各庁の長等による公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置(第二章及び第三章並びに前条に規定するものを除く。)に関する指針(以下「適正化指針」という。)を定めなければならない。

2 適正化指針には、第三条各号に掲げるところに従って、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報(各省各庁の長又は特殊法人等の代表者による措置にあっては第四条及び第五条、地方公共団体の長による措置にあっては第七条及び第八条に規定するものを除く。)の公表に関する事項。

二 入札及び契約の過程並びに契約の内容について学識経験を有する者等の意見(第○条)を適切に反映する方策に関する事項。

三 入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する方策に関する事項。

四 公正な競争を促進するための入札及び契約の方法の改善に関する事項。

五 将来におけるより適切な入札及び契約のための公共工事の施工状況の評価の方策に関する事項。

六 前各号に掲げるもののほか、入札及び契約の適正化を図るために必要な措置に関する事項。

3 適正化指針の策定に当たっては、特殊法人等及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならない。

4 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、あらかじめ各省各庁の長及び特殊法人等を所管する大臣に協議した上、適正化指針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 国土交通大臣は、適正化指針の案の作成に先

立って、中央建設業審議会の意見を聴かなければならない。

6 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、第四項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、適正化指針を公表しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、適正化指針の変更について準用する。

(適正化指針に基づく責務)

第十六条 各省各庁の長等は、適正化指針に定めるところに従い、公共工事の入札及び契約の適正化を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(措置の状況の公表)

第十七条 国土交通大臣及び財務大臣は、各省各庁の長又は特殊法人等を所管する大臣に対し、当該各省各庁の長又は当該大臣が所管する特殊法人等が適正化指針に従って講じた措置の状況について報告を求めることができる。

2 国土交通大臣及び総務大臣は、地方公共団体に対し、適正化指針に従って講じた措置の状況について報告を求めることができる。

3 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、毎年度、前二項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(要請)

第十八条 国土交通大臣及び財務大臣は、各省各庁の長又は特殊法人等を所管する大臣に対し、公共工事の入札及び契約の適正化を促進するため適正化指針に照らして特に必要があると認められる措置を講ずべきことを要請することができる。

2 国土交通大臣及び総務大臣は、地方公共団体に対し、公共工事の入札及び契約の適正化を促進するため適正化指針に照らして特に必要があると認められる措置を講ずべきことを要請することができる。

第六章 国による情報の収集、整理及び提供

供等

(国による情報の収集、整理及び提供)

第十九条 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、第二章の規定により公表された情報その他その普及が公共工事の入札及び契約の適正化の促進に資することとなる情報の収集、整理及び提供に努めなければならない。

(関係法令等に関する知識の習得等)

第二十条 国、特殊法人等及び地方公共団体は、それぞれその職員に対し、公共工事の入札及び契約が適正に行われるよう、関係法令及び所管分野における公共工事の施工技術に関する知識を習得させるための教育及び研修その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国土交通大臣及び都道府県知事は、建設業を営む者に対し、公共工事の入札及び契約が適正に行われるよう、関係法令に関する知識の普及その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二章から第四章まで並びに第十六条、第十七条第一項及び第二項、第十八条並びに附則第三条(建設業法第二十八条の改正規定に係る部分に限る。)の規定は平成十四年四月一日から、第十七条第三項の規定は平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 第五条及び第八条の規定は、これらの規定の施行前に入札又は随意契約の手續に着手していた場合における当該入札及びこれに係る契約又は当該随意契約については、適用しない。

2 第四章及び次条(建設業法第二十八条の改正規定に係る部分に限る。)の規定は、これらの規定の施行前に締結された契約に係る公共工事については、適用しない。

(建設業法の一部改正)

第三条 建設業法の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「各号の一」を「各号のい
ずれか」に、「除く。」を除き、公共工事の入札
及び契約の適正化の促進に関する法律(平成十
二年法律第 号。以下「入札契約適正化法」
という。)第十三条第三項の規定により読み替え
て適用される第二十四条の七第四項を含む。第
四項において同じ。若しくは入札契約適正化法
第十三条第一項若しくは第二項の規定に改
め、同項第三号中「法令」の下に「(入札契約適正
化法及びこれに基づく命令を除く。)」を加え、
同条第四項中「第一項各号の一」を「第一項各号
のいづれか」に、「(第十九条の三、第十九条の
四及び第二十四条の三から第二十四条の五まで
を除く。)」を若しくは入札契約適正化法第十三
条第一項若しくは第二項の規定に改める。

第三十四条第一項中「及び公共工事の前払金
保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百
八十四号)」を、「公共工事の前払金保証事業に
関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)及
び入札契約適正化法」に改める。

投票者氏名

投票者氏名

日程第一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互
協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区
域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関す
る協定第二十四条についての新たな特別の措置に
関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締
結について承認を求めるの件(衆議院送付)

賛成者氏名

一九二名

阿南 一成君	青木 幹雄君	石井 道子君	泉 信也君	入澤 肇君	岩城 光英君	岩永 浩美君	海老原義彦君	大島 慶久君	太田 豊秋君	加藤 紀文君	狩野 安君	景山俊太郎君	金田 勝年君	亀井 郁夫君	河本 英典君	岸 宏一君	久世 公堯君	国井 正幸君	小山 孝雄君	佐々木知子君	佐藤 泰三君	坂野 重信君	清水 達雄君	須藤良太郎君	鈴木 政二君	世耕 弘成君	田浦 直君	田村 公平君	武見 敬三君	月原 茂皓君	鶴保 庸介君
阿部 正俊君	有馬 朗人君	石渡 清元君	市川 一朗君	岩井 國臣君	岩瀬 良三君	上杉 光弘君	尾辻 秀久君	大野つや子君	岡野 裕君	加納 時男君	鹿熊 安正君	片山虎之助君	鎌田 要人君	亀谷 博昭君	木村 仁君	北岡 秀二君	倉掛 哲男君	倉田 寛之君	鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君	齊藤 滋宣君	清水嘉与子君	陣内 孝雄君	末広まきこ君	鈴木 正孝君	関谷 勝嗣君	田中 直紀君	竹山 裕君	谷川 秀善君	常田 享詳君	中川 義雄君
中島 啓雄君	中曾根弘文君	仲道 俊哉君	成瀬 守重君	野沢 太三君	南野知恵子君	橋本 聖子君	服部三男雄君	保坂 三蔵君	松村 龍二君	溝手 顕正君	森下 博之君	森山 裕君	山内 俊夫君	山下 英利君	山本 一太君	吉川 芳男君	若林 正俊君	浅尾慶一郎君	伊藤 基隆君	今泉 昭君	江田 五月君	小川 勝也君	岡崎トミ子君	川橋 幸子君	北澤 俊美君	郡司 彰君	小宮山洋子君	興石 東君	佐藤 雄平君	櫻井 充君	菅川 健二君
中島 真人君	中原 爽君	長峯 基君	西田 吉宏君	野間 越君	長谷川道郎君	畑 恵君	林 芳正君	松谷蒼一郎君	水島 裕君	村上 正邦君	森田 次夫君	矢野 哲朗君	山崎 正昭君	山下 善彦君	依田 智治君	吉村剛太郎君	脇 雅史君	朝日 俊弘君	今井 澄君	海野 徹君	江本 孟紀君	小川 敏夫君	勝木 健司君	木俣 佳文君	久保 巨君	小林 元君	小山 峰男君	佐藤 泰介君	齋藤 勁君	笹野 貞子君	高嶋 良充君
高橋 千秋君	谷林 正昭君	角田 義一君	内藤 正光君	長谷川 清君	広中和歌子君	藤井 俊男君	本田 良一君	松崎 俊久君	円より子君	本岡 昭次君	柳田 稔君	吉田 之久君	藁科 満治君	魚住裕一郎君	大森 礼子君	風間 昶君	沢 たまき君	高野 博師君	統 訓弘君	浜田卓二郎君	日笠 勝之君	益田 洋介君	森本 晃司君	山本 保君	須藤美也子君	椎名 素夫君	松岡満壽男君	田村 秀昭君	戸田 邦司君	渡辺 秀央君	斎藤 十朗君
竹村 泰子君	千葉 景子君	寺崎 昭久君	羽田雄一郎君	平田 健二君	福山 哲郎君	堀 利和君	前川 忠夫君	松前 達郎君	峰崎 直樹君	篠瀬 進君	山下八洲夫君	和田 洋子君	荒木 清寛君	海野 義孝君	加藤 修一君	木庭健太郎君	白浜 一良君	但馬 久美君	鶴岡 洋君	浜四津敏子君	弘友 和夫君	松 あきら君	山下 栄一君	渡辺 孝男君	岩本 莊太君	田名部匡省君	水野 誠一君	高橋 令則君	平野 貞夫君	西川きよし君	菅野 久光君

反対者氏名

三六名

阿部 幸代君 井上 美代君
池田 幹幸君 市田 忠義君
岩佐 恵美君 緒方 靖夫君
大沢 辰美君 笠井 亮君
小池 晃君 小泉 親司君
立木 洋君 富樫 練三君
西山登紀子君 橋本 敦君
畑野 君枝君 八田ひろ子君
林 紀子君 筆坂 秀世君
宮本 岳志君 山下 芳生君
吉岡 吉典君 吉川 春子君
大淵 絹子君 大脇 雅子君
梶原 敬義君 日下部清代子君
清水 澄子君 谷本 巍君
照屋 寛徳君 福島 瑞穂君
洲上 貞雄君 三重野栄子君
山本 正和君 高橋紀世子君
島袋 宗康君 中村 敦夫君

日程第二 書面の交付等に関する情報通信の技術
の利用のための関係法律の整備に関する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

一一〇名

阿南 一成君 阿部 正俊君
青木 幹雄君 有馬 朗人君
石井 道子君 石渡 清元君
泉 信也君 市川 一朗君
入澤 肇君 岩井 國臣君
岩城 光英君 岩瀬 良三君
岩永 浩美君 上杉 光弘君
上野 公成君 海老原義彦君

尾辻 秀久君 大島 慶久君
大野つや子君 太田 豊秋君
岡野 裕君 加藤 紀文君
加納 時男君 狩野 安君
鹿熊 安正君 景山俊太郎君
片山虎之助君 金田 勝年君
鎌田 要人君 亀井 郁夫君
亀谷 博昭君 河本 英典君
木村 仁君 岸 宏一君
北岡 秀二君 久世 公堯君
沓掛 哲男君 国井 正幸君
倉田 寛之君 小山 孝雄君
鴻池 祥肇君 佐々木知子君
佐藤 昭郎君 佐藤 泰三君
斉藤 滋宣君 坂野 重信君
清水嘉与子君 清水 達雄君
陣内 孝雄君 須藤良太郎君
末広まきこ君 鈴木 政二君
鈴木 正孝君 世耕 弘成君
関谷 勝嗣君 田浦 直君
田中 直紀君 田村 公平君
竹山 裕君 武見 敬三君
谷川 秀善君 月原 茂皓君
常田 享詳君 鶴保 庸介君
中川 義雄君 中島 啓雄君
中島 眞人君 中曾根弘文君
中原 爽君 仲道 俊哉君
長峯 基君 成瀬 守重君
西田 吉宏君 野沢 太三君
野間 赳君 南野知恵子君
長谷川道郎君 橋本 聖子君
畑 恵君 服部三男雄君

林 芳正君 保坂 三蔵君
松谷蒼一郎君 松村 龍二君
三浦 一水君 水島 裕君
溝手 顕正君 村上 正邦君
森下 博之君 森田 次夫君
森山 裕君 矢野 哲朗君
山内 俊夫君 山崎 正昭君
山下 英利君 山下 善彦君
山本 一太君 依田 智治君
吉川 芳男君 吉村剛太郎君
若林 正俊君 脇 雅史君
浅尾慶一郎君 朝日 俊弘君
伊藤 基隆君 今井 澄君
今泉 昭君 海野 徹君
江田 五月君 江本 孟紀君
小川 勝也君 小川 敏夫君
岡崎トミ子君 勝木 健司君
川橋 幸子君 木俣 佳文君
北澤 俊美君 久保 亘君
郡司 彰君 小林 元君
小宮山洋子君 小山 峰男君
奥石 東君 佐藤 泰介君
佐藤 雄平君 齋藤 勁君
櫻井 充君 笹野 貞子君
菅川 健二君 高嶋 良充君
高橋 千秋君 竹村 泰子君
谷林 正昭君 千葉 景子君
角田 義一君 寺崎 昭久君
内藤 正光君 羽田雄一郎君
長谷川 清君 平田 健二君
広中和歌子君 福山 哲郎君
藤井 俊男君 堀 利和君

本田 良一君 前川 忠夫君
松崎 俊久君 松前 達郎君
円より子君 峰崎 直樹君
本岡 昭次君 築瀬 進君
柳田 稔君 山下八洲夫君
吉田 之久君 和田 洋子君
薬科 満治君 荒木 清寛君
魚住裕一郎君 海野 義孝君
大森 礼子君 加藤 修一君
風間 昶君 木庭健太郎君
沢 たまき君 白浜 一良君
高野 博師君 但馬 久美君
統 訓弘君 鶴岡 洋君
浜田卓二郎君 浜四津敏子君
日笠 勝之君 弘友 和夫君
益田 洋介君 松 あきら君
森本 晃司君 山下 栄一君
山本 保君 渡辺 孝男君
阿部 幸代君 井上 美代君
池田 幹幸君 市田 忠義君
岩佐 恵美君 緒方 靖夫君
大沢 辰美君 笠井 亮君
小池 晃君 小泉 親司君
須藤美也子君 立木 洋君
富樫 練三君 西山登紀子君
橋本 敦君 畑野 君枝君
八田ひろ子君 林 紀子君
筆坂 秀世君 宮本 岳志君
山下 芳生君 吉岡 吉典君
吉川 春子君 大淵 絹子君
大脇 雅子君 梶原 敬義君
日下部清代子君 清水 澄子君

谷本 巍君 照屋 寛徳君
 福島 瑞穂君 淵上 貞雄君
 三重野栄子君 山本 正和君
 岩本 莊太君 椎名 素夫君
 田名部匡省君 高橋紀世子君
 松岡満壽男君 水野 誠一君
 田村 秀昭君 高橋 令則君
 戸田 邦司君 平野 貞夫君
 渡辺 秀央君 島袋 宗康君
 西川きよし君 齋藤 十朗君
 皆野 久光君 中村 敦夫君

反対者氏名

○名

日程第三 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二二三名

阿南 一成君 阿部 正俊君
 青木 幹雄君 有馬 朗人君
 石井 道子君 石渡 清元君
 泉 信也君 市川 一朗君
 入澤 肇君 岩井 國臣君
 岩城 光英君 岩瀬 良三君
 岩永 浩美君 上杉 光弘君
 上野 公成君 海老原義彦君
 尾辻 秀久君 大島 慶久君
 大野つや子君 太田 豊秋君
 岡野 裕君 加藤 紀文君
 加納 時男君 狩野 安君
 鹿熊 安正君 景山俊太郎君
 片山虎之助君 金田 勝年君

鎌田 要人君 龜井 郁夫君
 龜谷 博昭君 河本 英典君
 木村 仁君 岸 宏一君
 北岡 秀二君 久世 公堯君
 沓掛 哲男君 国井 正幸君
 倉田 寛之君 小山 孝雄君
 鴻池 祥肇君 佐々木知子君
 佐藤 昭郎君 佐藤 泰三君
 齊藤 滋宣君 坂野 重信君
 清水嘉与子君 清水 達雄君
 陣内 孝雄君 須藤良太郎君
 末広まきこ君 鈴木 政二君
 鈴木 正孝君 世耕 弘成君
 関谷 勝嗣君 田浦 直君
 田中 直紀君 田村 公平君
 竹山 裕君 武見 敬三君
 谷川 秀善君 月原 茂皓君
 常田 享詳君 鶴保 庸介君
 中川 義雄君 中島 啓雄君
 中島 眞人君 中曾根弘文君
 中原 爽君 仲道 俊哉君
 長峯 基君 成瀬 守重君
 西田 吉宏君 野沢 太三君
 野間 赳君 南野知恵子君
 長谷川道郎君 橋本 聖子君
 畑 恵君 服部三男雄君
 林 芳正君 保坂 三蔵君
 真鍋 賢二君 松谷倉一郎君
 松村 龍二君 三浦 一水君
 水島 裕君 溝手 顕正君
 村上 正邦君 森下 博之君

森田 次夫君 森山 裕君
 矢野 哲朗君 山内 俊夫君
 山崎 正昭君 山下 英利君
 山下 善彦君 山本 一太君
 依田 智治君 吉川 芳男君
 吉村剛太郎君 若林 正俊君
 脇 雅史君 浅尾慶一郎君
 朝日 俊弘君 伊藤 基隆君
 今井 澄君 今泉 昭君
 海野 徹君 江田 五月君
 江本 孟紀君 小川 勝也君
 小川 敏夫君 岡崎トミ子君
 勝木 健司君 川橋 幸子君
 木俣 佳文君 北澤 俊美君
 久保 亘君 郡司 彰君
 小林 元君 小宮山洋子君
 小山 峰男君 奥石 東君
 佐藤 泰介君 佐藤 雄平君
 齋藤 勁君 櫻井 充君
 笹野 貞子君 菅川 健二君
 高嶋 良充君 高橋 千秋君
 竹村 泰子君 谷林 正昭君
 千葉 景子君 角田 義一君
 寺崎 昭久君 内藤 正光君
 羽田雄一郎君 長谷川 清君
 平田 健二君 広中和歌子君
 福山 哲郎君 藤井 俊男君
 堀 利和君 本田 良一君
 前川 忠夫君 松崎 俊久君
 松前 達郎君 円 より子君
 峰崎 直樹君 本岡 昭次君

築瀬 進君 柳田 稔君
 山下八洲夫君 吉田 之久君
 和田 洋子君 藁科 満治君
 荒木 清寛君 魚住裕一郎君
 海野 義孝君 大森 礼子君
 加藤 修一君 風間 昶君
 木庭健太郎君 沢 たまき君
 白浜 一良君 高野 博師君
 但馬 久美君 統 訓弘君
 鶴岡 洋君 浜田卓二郎君
 浜四津敏子君 日笠 勝之君
 弘友 和夫君 益田 洋介君
 松 あきら君 森本 晃司君
 山下 栄一君 山本 保君
 渡辺 孝男君 阿部 幸代君
 井上 美代君 池田 幹幸君
 市田 忠義君 岩佐 恵美君
 緒方 靖夫君 大沢 辰美君
 笠井 亮君 小池 晃君
 小泉 親司君 須藤美也子君
 立木 洋君 富樫 練三君
 西山登紀子君 橋本 敦君
 畑野 君枝君 八田ひろ子君
 林 紀子君 筆坂 秀世君
 宮本 岳志君 山下 芳生君
 吉岡 吉典君 吉川 春子君
 大淵 絹子君 大脇 雅子君
 梶原 敬義君 日下部清代子君
 清水 澄子君 谷本 巍君
 照屋 寛徳君 福島 瑞穂君
 淵上 貞雄君 三重野栄子君

反対者氏名

山本 正和君	岩本 莊太君
椎名 素夫君	田名部匡省君
高橋紀世子君	堂本 暁子君
松岡満壽男君	水野 誠一君
田村 秀昭君	高橋 令則君
戸田 邦司君	平野 貞夫君
渡辺 秀史君	島袋 宗康君
西川きよし君	斎藤 十朗君
菅野 久光君	中村 敦夫君

○名

平成十二年十一月十七日 参議院会議録第十一号

三二

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五八四四五 二番四号 大蔵省印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 二五円 一〇円